

石巻市第3次障害者計画 【案】

平成29年 月
石巻市

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	法令等改正の動き	2
3	計画の位置づけ	5
4	計画期間	6
5	計画の策定・推進体制	7
6	計画づくりの視点	10
第2章	障害のある人を取り巻く環境	12
1	人口・世帯	12
2	障害者手帳等の所持者数	14
3	地域資源の状況	19
4	当事者アンケート調査結果の概要	22
第3章	基本構想	36
1	本市の障害者施策の目指す姿（基本理念）	36
2	施策の方向性（基本目標）	37
3	施策の体系	40
第4章	施策・事業の展開	42
基本目標1	障害による差別をなくし、 支えあう市民意識の醸成に努めます	42
施策1-1	啓発活動、福祉教育の推進	42
施策1-2	地域交流、ボランティア活動の推進	44
施策1-3	人権・権利擁護の推進	46
施策1-4	障害を理由とする差別の解消の推進	48
基本目標2	暮らしやすい福祉的支援体制を構築します	50
施策2-1	相談支援体制の確保	50
施策2-2	保健・医療サービスの提供	53
施策2-3	障害福祉サービスの充実	55
施策2-4	障害児サービスの充実	59
施策2-5	地域生活移行の推進	60

基本目標 3	意欲のある人が、自分に合った働き方のできる 環境づくりを推進します	62
施策 3-1	多様な就労への支援	62
基本目標 4	社会・文化等の活動に参加できる環境づくりを 推進します	65
施策 4-1	移動支援の充実	65
施策 4-2	スポーツ・文化活動の推進	67
施策 4-3	情報・コミュニケーション支援の充実	69
基本目標 5	児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に 努めます	71
施策 5-1	発達・療育支援環境の充実	71
施策 5-2	保育・教育環境の充実	72
基本目標 6	共に安心して暮らせるまちづくりを推進します	74
施策 6-1	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	74
施策 6-2	日常生活における安心安全の確保	76
施策 6-3	災害時の安心安全策の強化	78
参考資料		80
1	計画策定の経過	80
2	障害福祉推進委員会設置要綱	81
3	障害福祉推進委員会委員名簿	83
4	用語解説	84

1 計画策定の趣旨

障害者施策は、従来の「措置制度」に代わり、平成15年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入されたことにより、利用者が必要な障害福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われ、その後、制度上の課題を解決し、障害福祉サービスの一層の推進を図るため、平成18年度に「障害者自立支援法」が施行されました。

本市においても、「障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供基盤の整備と適切なサービス提供体制の構築を進めてきました。

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災により甚大な被害を受けるなど、障害者を取り巻く環境も変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

そのような中、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が平成25年4月に施行され、同年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正施行とともに平成28年4月から施行しています。

本計画は、こうした障害者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、本市における障害者施策が目指す姿と具体的な取組を明確にし、すべての市民が障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現していくため、その道筋を表すものです。

■障害のある人（障害者）の概念■

本計画における「障害者」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害のある人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人ととらえます。

2 法令等改正の動き

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成26年1月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方に合わせ、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念に則り、平成25年に障害者基本法の一部が改正され、障害者の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されています。

(3) 児童福祉法の改正

平成24年の児童福祉法等の改正により、それまで「障害者自立支援法」と「児童福祉法」に分かれていた障害児を対象とした施設・事業が、「児童福祉法」に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成28年の同法改正により、平成30年度から障害児のサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」が施行されます。

(4) 障害者虐待防止法の施行

深刻化している家庭や施設での障害者に対する虐待を防ぐため、平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、家庭や施設などで障害者に対する虐待を発見した人に、自治体への通報が義務付けられました。

また、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

(5) 障害者総合支援法の施行と改正

従来障害者自立支援法が、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正施行され、障害者の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成30年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(6) 障害者優先調達推進法の施行

平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、公的機関においては、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障害者の自立の促進に資することとされています。

(7) 障害者差別解消法の施行

障害者への差別を解消するため、平成25年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が公布され、平成28年4月に施行されました。

障害を理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

(8) 障害者雇用促進法の改正

平成25年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、平成28年度から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定されました。

(9) 成年後見制度利用促進法の施行

平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が公布され、同年5月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

① 障害者計画

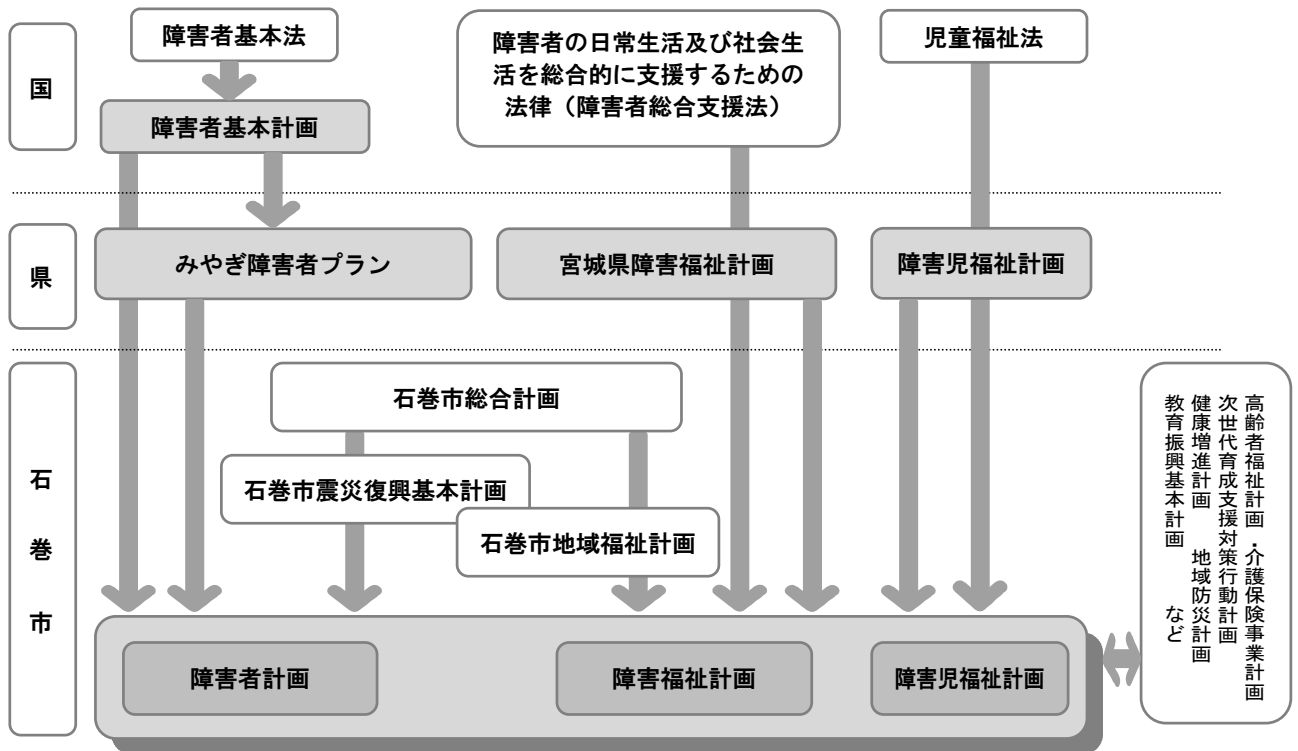
「障害者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めるもので、同法により策定が義務付けられています。

本市では、「石巻市第2次障害者計画」（平成24年度から平成28年度）が策定されておりますが、今回、新たに「石巻市第3次障害者計画」（平成29年度から平成32年度）を策定するものです。

② 関連計画との整合性

本市の上位計画である「石巻市総合計画」や東日本大震災後の復興の方向性を示す「石巻市震災復興基本計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

図表-1 計画の位置づけと関連計画



4 計画期間

今回策定する「石巻市第3次障害者計画」は、平成29年度から平成32年度までの4年間の計画期間とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行う場合があります。

※石巻市第3次障害者計画を4年間の計画とすることにより、「障害福祉計画（3か年計画）」との策定時期を合わせ、「障害者計画」と「障害福祉計画」の整合性を図りやすくするものです。

なお、「石巻市第4次障害者計画」は平成33年度から平成38年度までの6カ年の計画とする予定です。

図表-2 計画期間

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
市	第2次/第3次 石巻市障害者計画	H24～H28年度		H29～H32年度			
	第4期/第5期 石巻市障害福祉計画	H27～H29年度			H30～H32年度		
	石巻市障害児福祉計画				H30～H32年度		
市	石巻市総合計画	H19～H32年度					
	石巻市震災復興計画	H23～H32年度					
	第2期/第3期 石巻市地域福祉計画	H24～H28年度		H29～H33年度			
県	みやぎ障害者プラン	H23～H29年度			H30年度～		
	第4期/第5期 宮城県障害福祉計画	H27～H29年度			H30～H32年度		
国	第3次/第4次 障害者基本計画	H25～H29年度			H30年度～		

5 計画の策定・推進体制

(1) 策定体制

① 石巻市障害福祉推進委員会

障害者団体の代表や有識者、関係機関等からなる「石巻市障害福祉推進委員会（以下「障害福祉推進委員会」という。）」において、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

② 庁内検討部会

庁内関係各課の代表からなる検討部会を設置し、現行計画の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、「石巻市第3次障害者計画」の内容を検討しました。

③ 事務局

障害福祉課が事務局となり、障害福祉推進委員会及び検討部会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画たたき案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行いました。

(2) 策定手法

① 障害のある人をめぐる現況の把握

計画の前提となる基礎数値や障害者施策を推進するための地域資源等の情報を収集するとともに、関連法令や制度等の動向、本市における障害のある人の状況や取り巻く環境を把握しました。

- 人口・世帯の状況（人口の推移、世帯の推移）
- 障害のある人の状況（手帳所持者数の推移）
- 地域資源の状況（障害福祉サービス、相談支援体制等）

② アンケート調査の実施

障害者計画の策定にあたって、生活上の課題や障害者施策に対する要望等を把握するため、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

また、当事者団体や支援団体等に対し、活動上の課題や被災後の状況、他団体等との連携、障害者施策に対するご意見等を聴取し、計画策定の参考としました。

③ 現行計画の進捗評価

施策評価シートを使って現行計画に掲げる施策・事業の取組状況を点検・評価し、次期計画における施策の方向性を検討する際の基礎資料としました。

④ 計画素案の検討

計画素案の検討にあたっては、事務局にてたたき案を作成、検討部会での検討を経て、障害福祉推進委員会に付議して、意見や助言をいただきました。

また、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。（平成29年2月中旬から3月上旬）

(3) 推進体制

① 市の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。

また、障害者計画の円滑な推進のため、障害福祉推進委員会による本市の障害者施策の進行管理を行います。

② 圏域での連携

宮城県及び石巻圏域の市町とも連携を図りながら、障害者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成される「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

そのほか、障害者施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種有資格者、専門従事者等の計画的な養成と人材確保に努め、安定したサービスを提供していきます。

③ 市職員の対応

障害者基本法や障害者差別解消法、障害者雇用促進法等に対応し、障害者計画を推進するため、職員対応要領による対応に対する評価、職員向け研修会等を通じ、障害者の権利擁護に資する体制を整備するとともに、障害への理解と人権意識・福祉意識の高い職員の養成に努めます。

④ 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、行政その他関係機関、ボランティア団体等がそれぞれの役割を担い、相互に協力し合えるような体制づくりを目指します。

⑤ 計画の普及・啓発

本計画について、計画書（概要版含む。）のほか、市報や市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

障害者への差別は、障害に対する理解が不足していることに起因していることから、障害への理解を促進するための講座や市の広報等を通して障害者理解につながるような普及・啓発を行います。

6 計画づくりの視点

(1) 障害者基本法に基づく共生社会の実現

障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、すべての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進します。

(2) 東日本大震災の影響・教訓を踏まえた施策の推進

東日本大震災がもたらした甚大な被害は、障害者の生活環境や就労環境、障害福祉サービスの利用など、これまでの暮らしに大きな影響を及ぼしています。震災の教訓を生かし、震災によって変化した暮らしの状況を踏まえながら、地域での支えあいの重要性を再認識し、災害等に対して安全で安心して生活できるしくみづくりを推進します。

(3) 障害者差別解消法や障害者雇用促進法への対応

障害者差別解消法において障害者への差別の禁止、合理的配慮等が定められ、また、雇用分野における障害者への差別の禁止等の規定は、障害者雇用促進法を改正して定められ、平成28年4月から施行されています。

本計画では、法の趣旨に則り、制度に基づいた施策・事業を推進します。

(4) 「制度の谷間」のない支援体制づくりへ

障害者基本法では、障害の定義に発達障害及びその他心身の機能に障害のある人が加えられ、障害者総合支援法では、「制度の谷間」をなくすため、難病患者等も障害福祉サービスの対象となりました。

今後の障害者施策を考えるに当たっては、市単独施策を含め、一人ひとりが暮らしやすさを実感できる支援体制づくりを目指します。

(5) 障害者の社会参加の拡大と環境整備

利用者が自らの選択によるサービス利用のための相談、利用援助などの体制を通じ、誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、障害のある人の社会参加を促進します。

(6) 総合的かつ効果的な施策の推進

障害の状態や個々のライフステージ等に応じ、障害者への継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、雇用・就業、生活環境など、各分野の施策を推進する行政機関をはじめ、関係機関との緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進します。

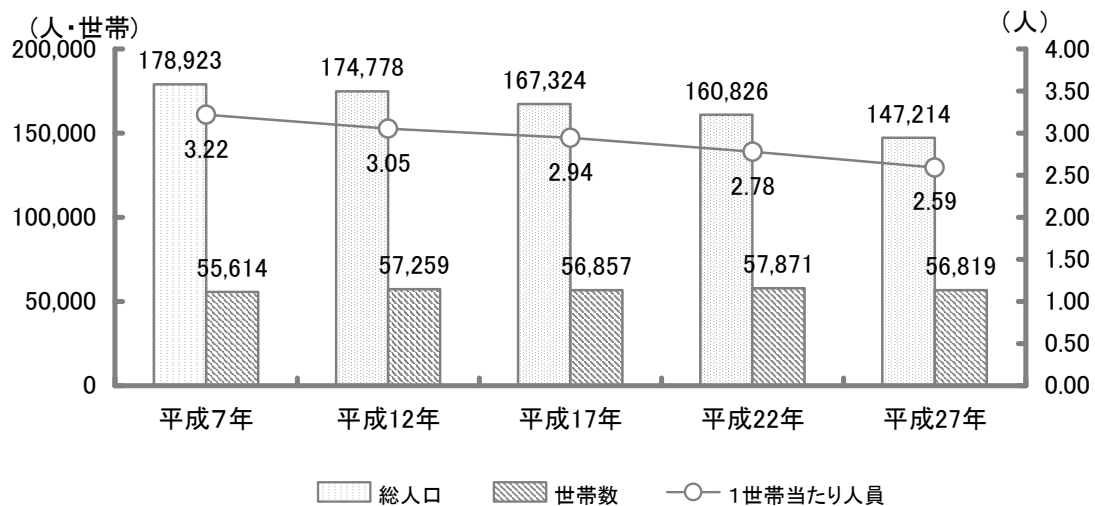


1 人口・世帯

本市の人口は、平成27年10月現在で147,214人です。近年は、人口減少が続いており、平成7年国勢調査人口178,923人から、約32,000人減少しています。特に、平成22年と平成27年を比較すると東日本大震災の影響により約14,000人減少しています。

世帯数は、平成27年10月現在で56,819世帯となっています。人口が減少している中、核家族化の進展により、僅かな増加傾向が見られ、平成7年の世帯数55,614世帯からピーク時である平成22年においては約2,300世帯増加しています。その後、震災の影響により平成27年までに約1,100世帯減少しています。

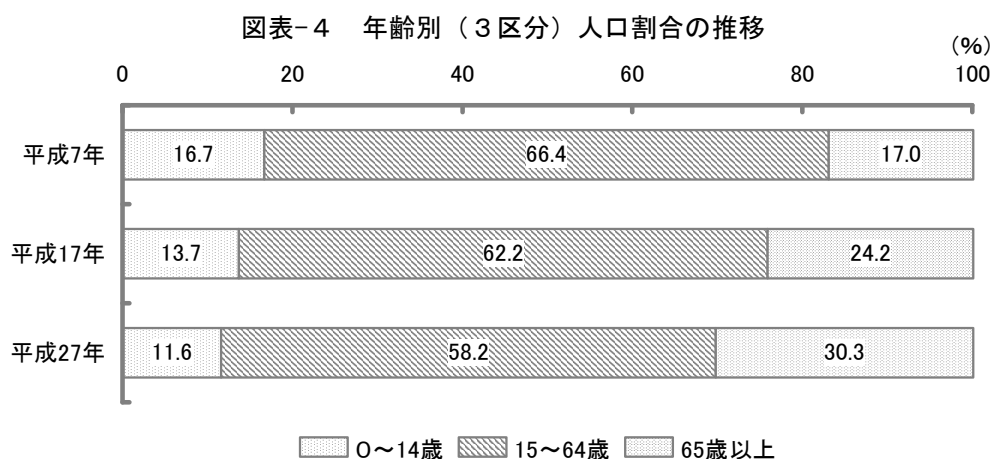
図表-3 人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

年齢別（3区分）人口の割合をみると、平成7年時点では0～14歳の年少人口割合が16.7%と65歳以上の高齢者人口割合17.0%とほぼ同程度でしたが、その後は、年少人口を高齢者人口が上回っており、20年後の平成27年には、年少人口は11.6%まで減少、65歳以上の高齢者人口割合が30.3%まで上昇しており、少子高齢化が急速に進行している状況にあります。

15～64歳の生産年齢人口も減少しており、20年間で8.2ポイント減少しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

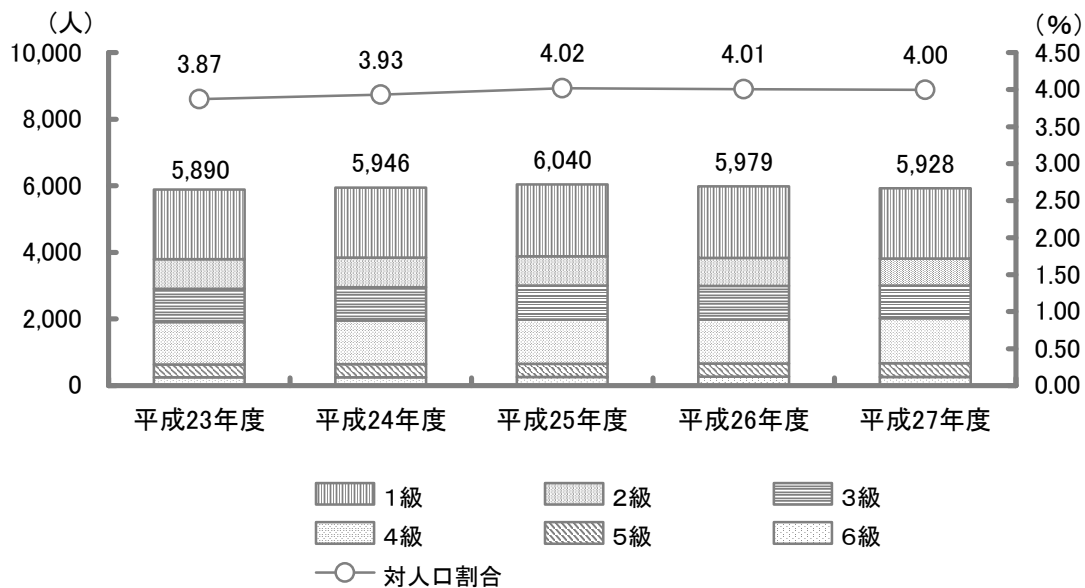
※割合は、四捨五入により100%にならない場合があります。

2 障害者手帳等の所持者数

(1) 身体障害者

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成25年度まで増加傾向にありましたが、それ以降は僅かに減少しており、平成27年度末では5,928人となっています。なお、総人口に対する割合は、平成25年度以降、約4.0%となっています。

図表-5 身体障害者手帳所持者数及び割合の推移



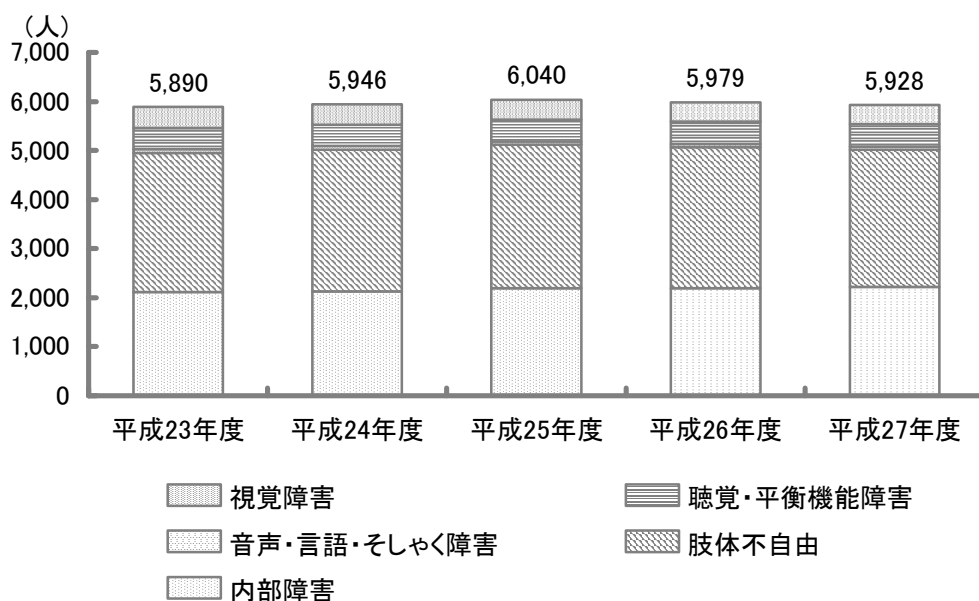
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所持者数		5,890人	5,946人	6,040人	5,979人	5,928人
(うち18歳未満)		80人	78人	81人	76人	72人
対人口割合		3.87%	3.93%	4.02%	4.01%	4.00%
等級別所持者数	1級	2,093人	2,101人	2,154人	2,143人	2,111人
	2級	885人	884人	884人	841人	808人
	3級	1,009人	1,009人	1,014人	1,007人	983人
	4級	1,265人	1,311人	1,335人	1,319人	1,350人
	5級	387人	392人	391人	403人	415人
	6級	251人	249人	262人	266人	261人

資料：市障害福祉課（各年度末現在）
※対人口割合は住民基本台帳。年度末現在

平成27年度末の状況を障害等級別にみると、「1級」が2,111人で最も多く、全体の約36%を占めています。

障害の種別でみると、平成27年度で「肢体不自由」が2,789人と最も多く、次いで「内部障害」が2,221人となっており、この2つの種別で全体の約85%を占めています。

図表-6 障害者種類別手帳所持者数の推移



		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所持者数		5,890人	5,946人	6,040人	5,979人	5,928人
障害の種別	視覚障害	436人	416人	405人	394人	397人
	聴覚・平衡機能障害	428人	441人	446人	452人	450人
	音声・言語・そしゃく障害	73人	75人	73人	72人	71人
	肢体不自由	2,835人	2,883人	2,917人	2,866人	2,789人
	内部障害	2,118人	2,131人	2,199人	2,195人	2,221人

資料：市障害福祉課（各年度末現在）

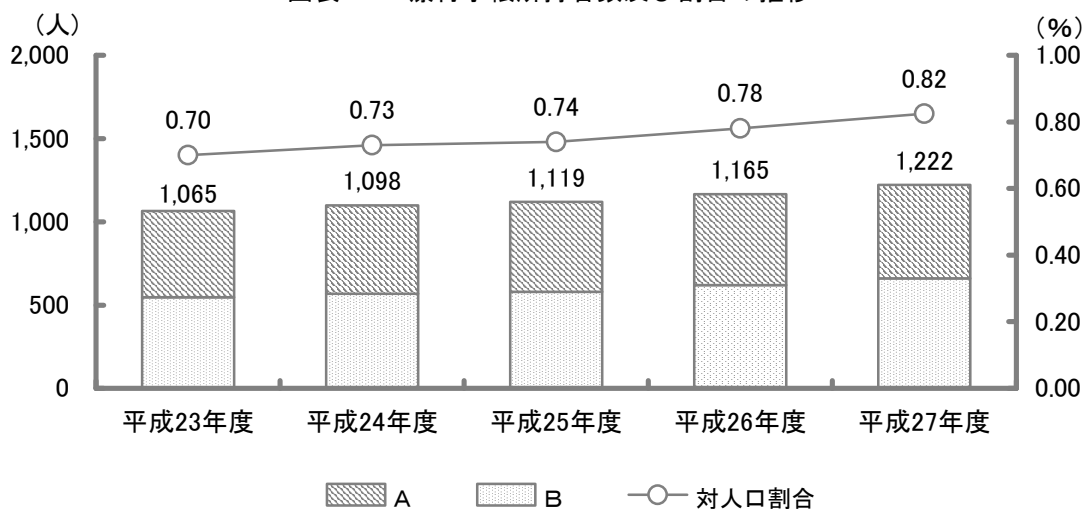
(2) 知的障害者

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成27年度末で1,222人、総人口に対する割合が0.82%となっています。

療育手帳所持者のうち、18歳未満の障害のある子どもも増加傾向にあり、平成23年度末231人から平成27年度末では284人となっており、53人増えています。

等級別にみると、Aに比べBの占める割合が高くなっており、平成27年度末では、Aよりも約100人多くなっています。

図表-7 療育手帳所持者数及び割合の推移



		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
所 持 者 数		1,065 人	1,098 人	1,119 人	1,165 人	1,222 人
(うち 18 歳 未 満)		231 人	242 人	240 人	254 人	284 人
対 人 口 割 合		0.70%	0.73%	0.74%	0.78%	0.82%
等 級 別	A	518 人	529 人	540 人	544 人	562 人
	B	547 人	569 人	579 人	621 人	660 人

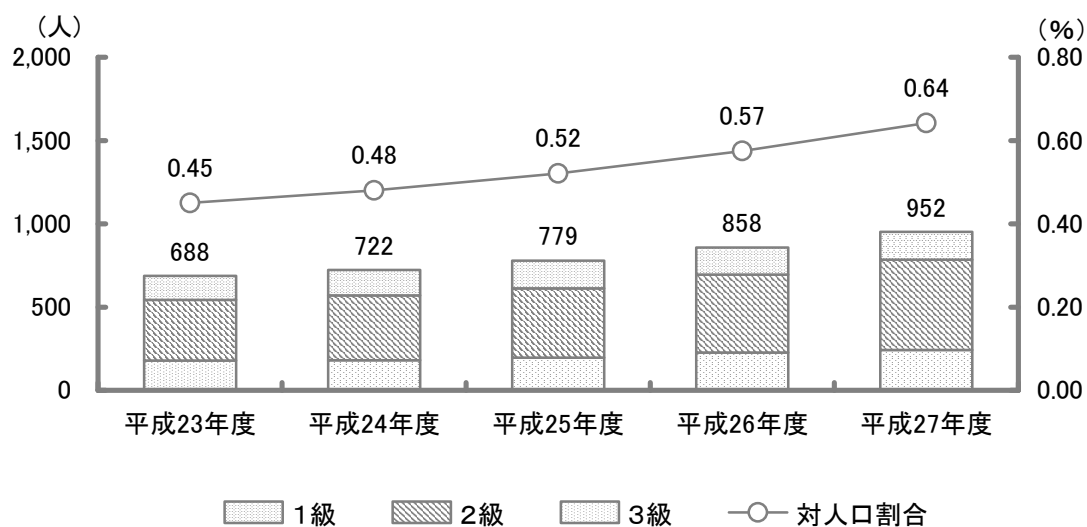
資料：市障害福祉課（各年度末現在）
※対人口割合は住民基本台帳。年度末現在

(3) 精神障害者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成27年度末で952人と、年々増加傾向にあり、平成23年度から平成27年度までの間で264人（38.4%）増加しています。

平成27年度末の状況を障害等級別にみると、「2級」が最も多く、全体の57.04%を占めています。

図表-8 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移



		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所持者数		688人	722人	779人	858人	952人
対人口割合		0.45%	0.48%	0.52%	0.57%	0.64%
等級別	1級	145人	152人	166人	163人	167人
	2級	363人	388人	417人	468人	543人
	3級	180人	182人	196人	227人	242人

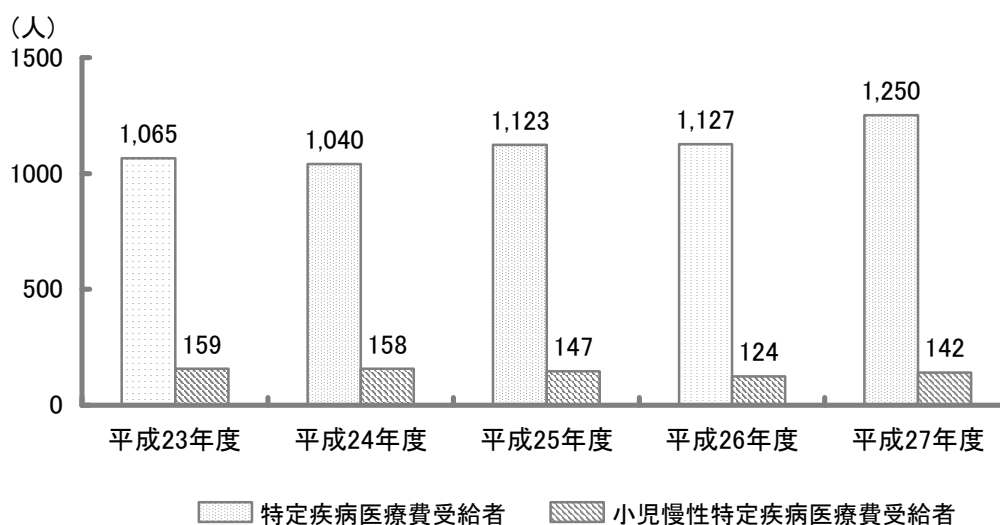
資料：市障害福祉課（各年度末現在）
※対人口割合は住民基本台帳。年度末現在

(4) 難病患者

本市における難病患者数は、特定疾病医療費受給者が平成25年度以降増加傾向にあり、平成27年度末の特定疾病医療費受給者は1,250人で、平成23年度と比べ185人(17.4%)増えています。

しかし、小児慢性特定疾病医療費受給者は、概ね横ばいで推移しており、平成27年度末で142人となっています。

図表-9 難病患者の状況



資料：石巻保健所（各年度末現在）

※難病の患者に対する医療費助成に関して法定化

「難病の患者に対する医療等に関する法律」：H27.1.1 施行

（法定化以前は、予算事業（特定疾患治療研究事業）として実施）

※小児慢性特定疾病の患児に対する医療費助成の義務的経費化

「児童福祉法の一部改正」：H27.1.1 施行

（義務的経費化以前は、児童福祉法に基づく法律補助の裁量的経費として実施）

3 地域資源の状況

(1) 障害福祉サービス等提供事業所

① 障害福祉サービス等

石巻管内の障害福祉サービス及び障害児サービスを提供する事業所の設置状況は以下のとおりです。

図表-10 石巻管内の障害福祉サービス提供事業所の状況

	事業所数	定員
居宅介護	31 か所	-
重度訪問介護	23 か所	-
行動援護	1 か所	-
同行援護	5 か所	-
生活介護	20 か所 (7)	366 人
短期入所	11 か所 (1)	98 人
施設入所支援	2 か所	74 人
共同生活援助	8 か所	197 人
自立訓練(機能訓練)	5 か所 (5)	122 人
自立訓練(生活訓練)	7 か所 (3)	
就労移行支援	3 か所	26 人
就労継続支援(A型)	4 か所	80 人
就労継続支援(B型)	16 か所	366 人
計画相談支援	8 か所	-
地域移行支援	3 か所	-
地域定着支援	3 か所	-

※ () は、基準該当事業所の再掲

資料：市障害福祉課（平成 28 年 8 月現在）

図表-11 石巻管内の障害児サービス提供事業所の状況

	事業所数	定員
障害児相談支援	6 か所	-
児童発達支援	6 か所	47 人
放課後等デイサービス	11 か所	107 人
保育所等訪問支援	1 か所	-

資料：市障害福祉課（平成 28 年 8 月現在）

② 地域生活支援事業

本市が地域生活支援事業を提供するため指定している事業所は、平成28年8月現在で、地域活動支援センターが8か所、移動支援が16か所、日中一時支援が26か所、訪問入浴サービスが6か所となっています。

また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、手話奉仕員の養成、日常生活用具の給付その他の地域生活支援事業を実施しています。

図表-12 石巻管内の主な地域生活支援事業の提供事業所の状況

	事業所数	うち石巻市内
地域活動支援センター	8か所	6か所
移動支援	16か所	13か所
日中一時支援	26か所	20か所
訪問入浴	6か所	5か所

資料：市障害福祉課（平成28年8月現在）

(2) 相談支援体制等

① 障害者相談支援事業所

障害のある人の自立した社会生活の実現を目的として、障害のある人からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、市では3か所の相談支援事業所に委託しています。

② 基幹相談支援センター

石巻市と女川町では、相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者総合支援法の規定に基づき、基幹相談支援センターを共同設置しています。

総合的・専門的な相談支援や相談支援事業所への指導・助言等を実施しています。

③ 石巻地域就業・生活支援センター

就職や職場適応など、就業面の支援と生活習慣の形成や日常生活の管理など、生活面の支援が必要な障害のある人に対して、一体的かつ総合的な支援を提供しています。

④ 民生委員、(主任) 児童委員

心身に障害のある人や地域の要援護者など、必要に応じ住民の生活状態を把握し、生活相談、助言その他の援助を行うほか、関係行政機関に協力して住民の福祉の増進を図るため、市内各地区の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

⑤ 地域自立支援協議会

相談支援体制をはじめとする障害者支援のシステムづくりにおいて、中核的な役割を果たす協議の場です。平成18年度に石巻地域自立支援協議会として設置され、平成24年度から石巻市と女川町の協議会となっています。

(3) ボランティア団体・NPO等

市内では、障害のある人の地域生活の支援や住民相互の交流の場を創出するボランティア団体、NPO法人等が設置され、多様な活動が行われています。

また、当事者団体として、本人及びその家族等により、障害のある人の尊厳や権利を守り、地域での豊かな暮らしを実現するための活動が行われています。



4 当事者アンケート調査結果の概要

(1) 実施概要

① 調査の目的

このアンケート調査は、障害者計画策定にあたって、生活上の課題や障害者施策に対するニーズ等を把握するための基礎資料として、障害者手帳所持者を対象に意見を聴取するために実施したものです。

② 調査の概要

- 調査対象：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者の中から、障害種別、年齢、居住地区を考慮しながら無作為に抽出した2,000人
- 調査期間：平成28年6月17日～平成28年6月30日
- 調査方法：郵送配布・回収
- 配布・回収：

配布数	回収数	回収率
2,000 通	1,180 通	59.0%

(2) 調査結果と考察

① ふだんの暮らしについて

■精神障害者の孤立や社会参加が課題となっています。

近所との付き合いについての問いに対し、「ほとんど付き合いはない」は、身体障害者では16.1%、知的障害者では23.4%に対し、精神障害者では33.7%となっており、精神障害者の孤立が目立っています。

また、ふだんの生活での外出回数についての問いに対し、「外出していない」割合が精神障害者で11.6%と、身体障害者(5.5%)、知的障害者(2.7%)に比べて高く、精神障害者の社会参加が課題となっています。

■自分や家族の健康、障害による意思疎通、十分な収入が得られないことに困っています。

ふだんの暮らしで困っていることの問いでは、身体障害者、精神障害者では「自分の健康や体力に自信がない」や、「家族など介助者の健康状態が不安」の割合が40%前後と高くなっているほか、知的障害者では「障害のある為に意思疎通が困難である」が41.8%と高くなっています。

また、10%から30%の方が「十分な収入が得られない」と答えています。

■障害種別に関係なく、困っているときは「家族や親族」を頼りにしています。

困っているときの相談相手は、障害種別にかかわらず「家族や親族」の割合が55.8%から76.6%と最も高くなっているほか、外出時に手助けが必要な人の80%以上が「家族や親戚」の手助けを受けています。

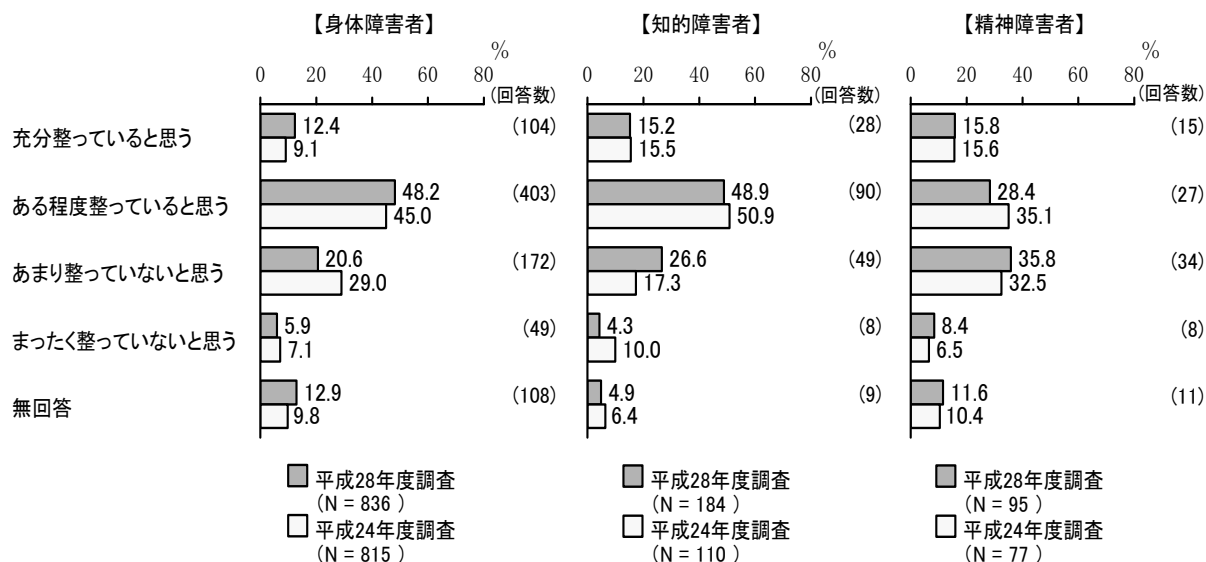
今後、親亡き後の生活支援の課題に対して、家族以外の者との拘わりが必要となります。

■相談しやすい体制が整っているという答えが約6割

相談しやすい体制について、身体障害者では「充分整っていると思う」、「ある程度整っていると思う」の割合が60.6%、知的障害者では64.1%となっています。

一方、「あまり整っていないと思う」の割合が身体障害者では20.6%、知的障害者で26.6%、精神障害者で35.8%となっており、その理由として、「どこに相談したらいいかわからない」、「近所に相談する場所がない」、「相談する場所まで行くのが大変」などがあげられています。

図表-13 困っていることについて相談しやすい体制が整っていると思うか

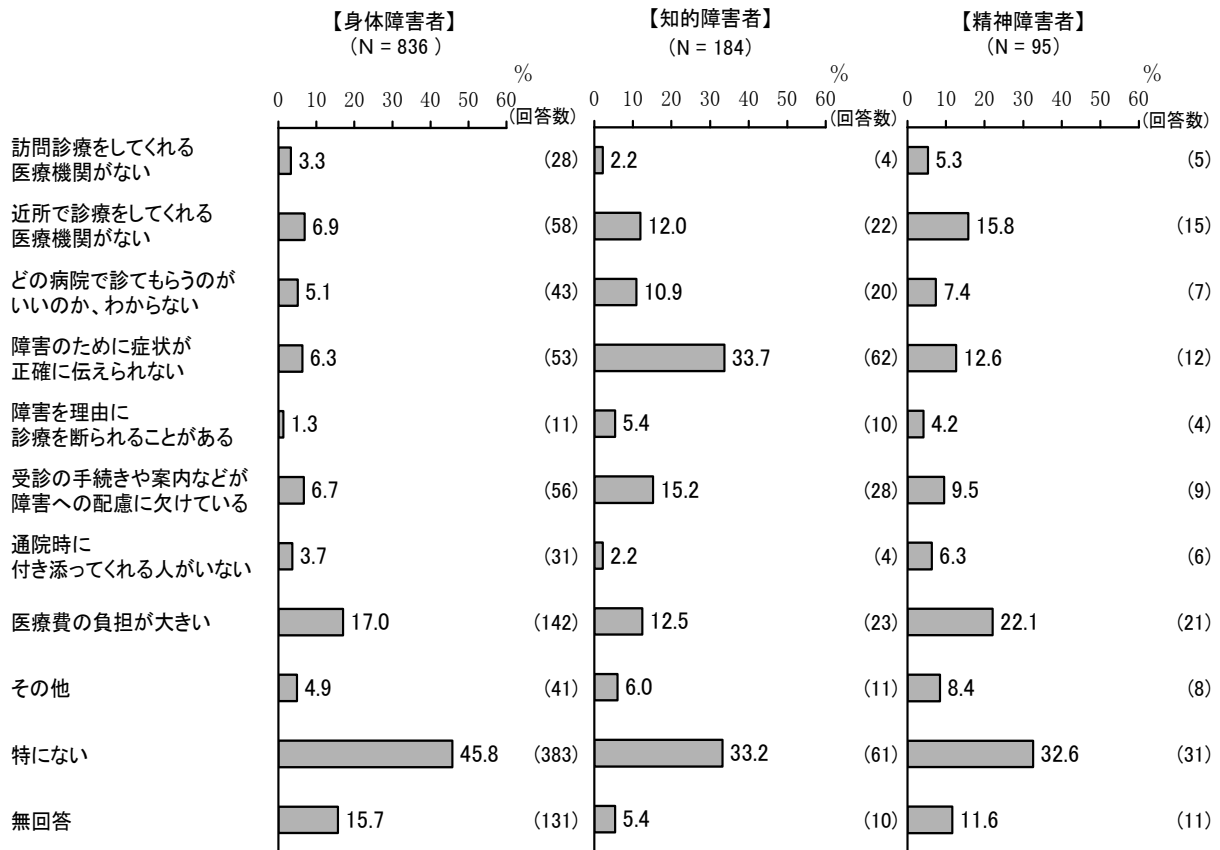


■2割前後の方は、医療費の負担が大きいと感じています。

「医療について、困ったり不便に思うことはありますか」という問いに対し、身体障害者では「特にない」の割合が45.8%と最も高く、知的障害者で33.2%、精神障害者32.6%となっていますが、「医療費の負担が大きい」が17.0%から22.1%と続いています。

また、知的障害者では、「障害のために症状が正確に伝えられない」が33.7%と高い割合になっています。

図表-14 医療について、困ったり、不便に思うことはあるか



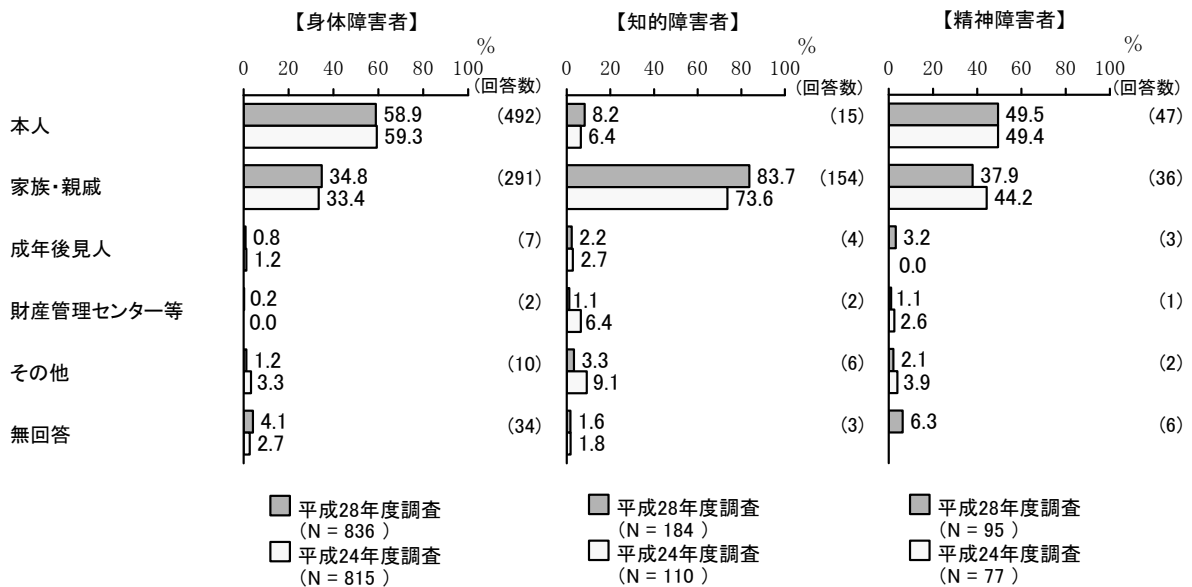
■成年後見制度の利用促進が必要です。

障害福祉サービス等の利用にあたって、施設（事業所）との利用契約は「家族・親戚」が行っている場合が多く、知的障害者では77.4%、身体障害者で57.1%、精神障害者で41.9%となっています。

また、年金収入や手当の管理についても、家族又は親戚が行っている割合が知的障害者で83.7%と最も高くなっており、身体障害者の34.8%、精神障害者の37.9%を大きく上回っています。

本市では、判断能力の低下などにより権利を侵害されやすい障害者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進に向けた啓発活動が必要となっています。

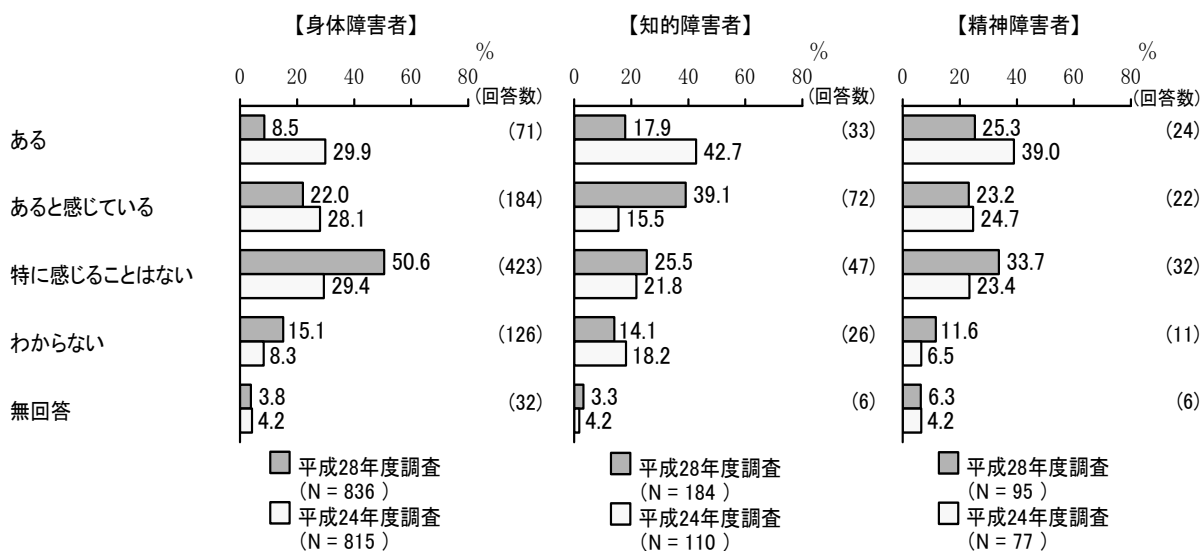
図表-15 収入や年金、手当等を誰が管理しているか



■障害のある人への差別や偏見は、4割以上の方が「ある」と感じています。

ふだんの暮らしの中で、障害のある人への差別や偏見が「ある」又は「あると感じている」人は、身体障害者で30.5%、知的障害者で57.0%、精神障害者で48.5%となっています。

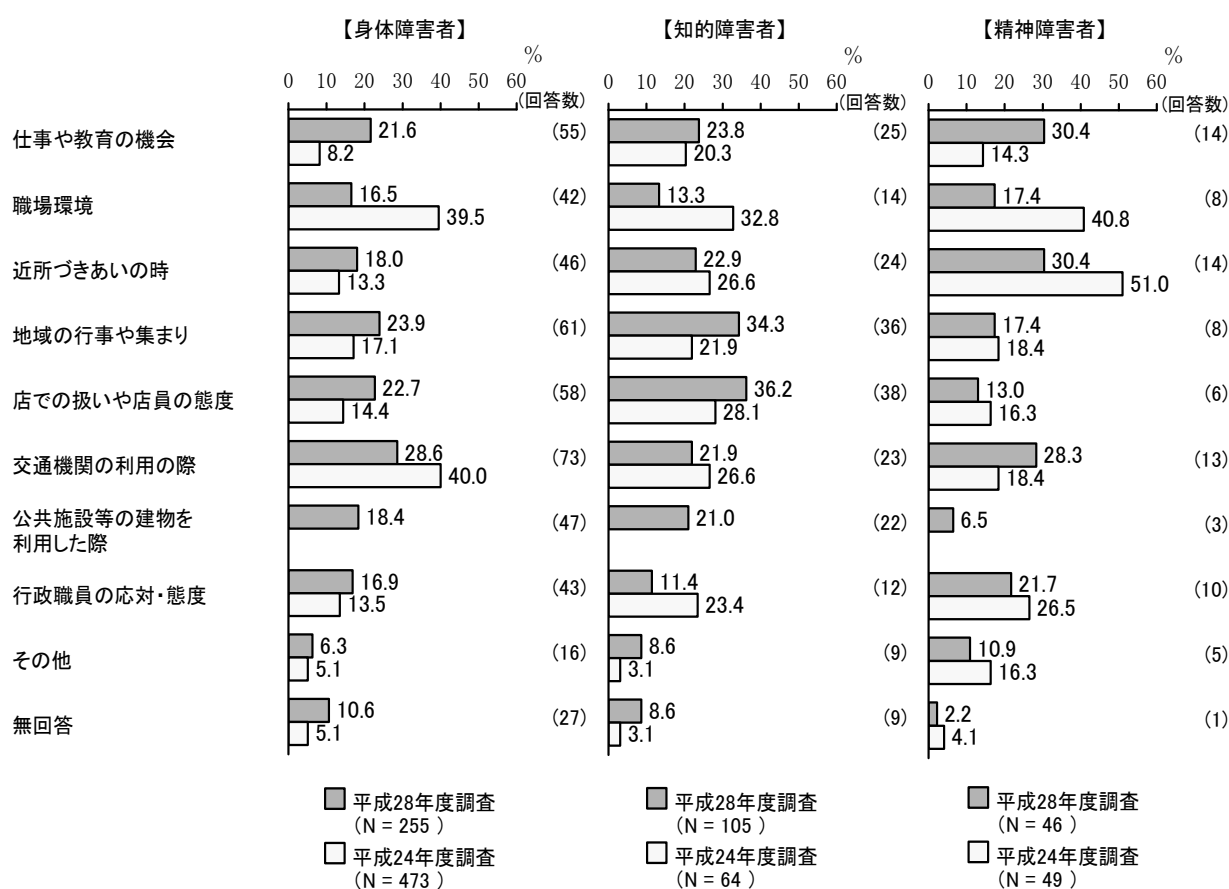
図表-16 ふだんの暮らしの中で、障害のある人への差別や偏見があると感じるか



※ 「ある」の選択肢は、平成24年度調査では「あると感じている」の割合を表記し、「あると感じている」の選択肢には「感じたことはないが、あると思う」の割合を表記しています。

どのような機会に差別や偏見を感じるかについては、身体障害者では「交通機関の利用の際」、「地域の行事や集まり」、知的障害者では「店での扱いや店員の態度」、「地域の行事や集まり」、精神障害者では「仕事や教育の機会」、「近所づきあいの時」などと、あらゆる場で差別や偏見を感じていることがわかります。

図表-17 差別や偏見をどのような機会を感じるか



※「仕事や教育の機会」の選択肢は、平成24年度調査のグラフでは「教育の機会」の割合を表記し、「職場環境」の選択肢には「仕事や収入」の割合を表記しています。

■引き続きハード・ソフト両面の計画的なバリアフリー化が必要です。

バリアフリーや障害のある人への配慮等の状況については、「点字ブロックが整備されている」、「音声案内がある」、「車いすの高さに合わせたカウンターがある」、「手話等のコミュニケーション支援がある」の4項目は、「はい」と答えた人が20%を下回っており、引き続き計画的なバリアフリー化を図っていく必要があります。

② 仕事・作業・訓練について

■一般企業等における障害のある人の雇用の促進が求められます。

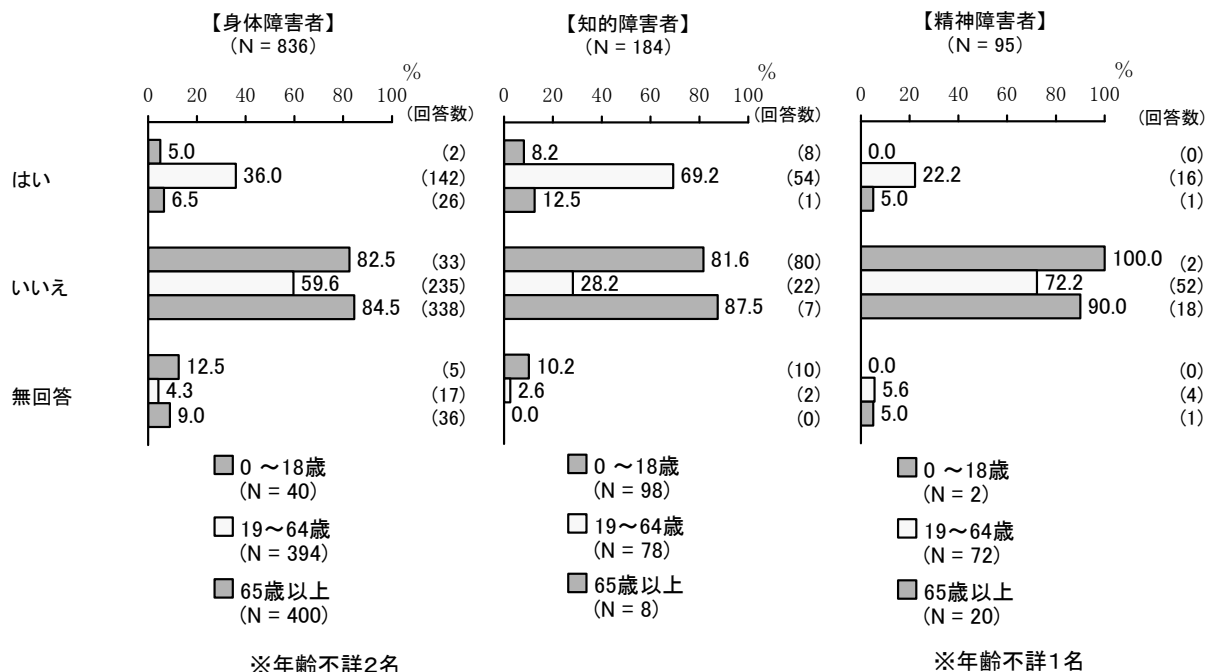
19歳から64歳までの障害のある人について、企業や施設等における就労状況をみると、身体障害者では36.0%、知的障害者で69.2%、精神障害者で22.2%が就労しています。

一方、3障害ともに病気や障害のために仕事ができない人も多い状況の中、今後、仕事や作業をしたいと思っている人が、身体障害者で26.8%、知的障害者で72.5%、精神障害者で41.1%となっています。

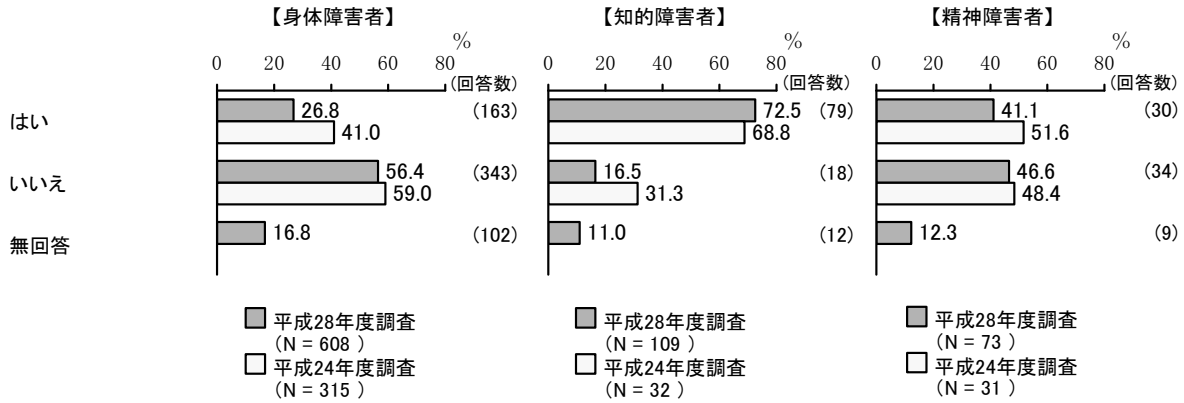
「障害者雇用」については重要度が高いにもかかわらず、満足度が低くなっており、一般企業での雇用や福祉施設における就労の促進が求められています。

なお、障害のある人が仕事や作業をするために、特に望むこととして、「障害のことを理解してくれること」、「障害があっても働きやすいように環境が工夫されていること」、「通院やその日の体調等に合わせて休みや遅刻・早退ができること」などがあげられています。

図表-18 現在、企業や施設等で就労しているか



図表-19 今後、仕事や作業をしたいと思うか

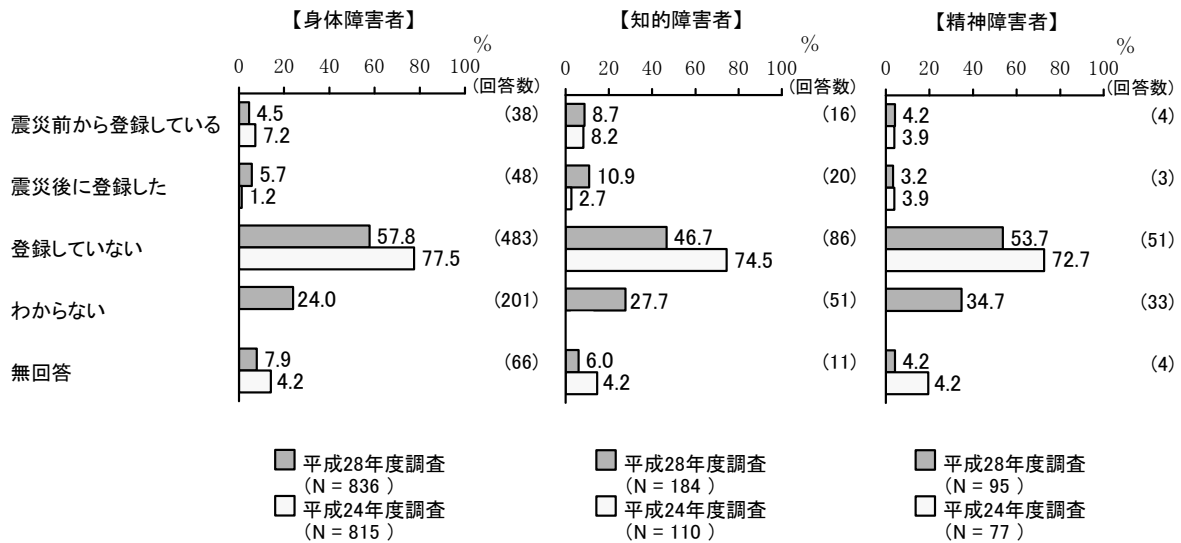


③ 災害への備えについて

■避難行動要支援者名簿に登録していない人が半数以上、今後も登録意向がない人が身体障害者、精神障害者で半数となっています。

災害が発生した時に自力での避難が困難で、避難にあたって支援を要すると思われる避難行動要支援者の名簿登録状況をみると、名簿に登録していない人が50%以上となっています。

図表-20 避難行動要支援者名簿に登録しているか



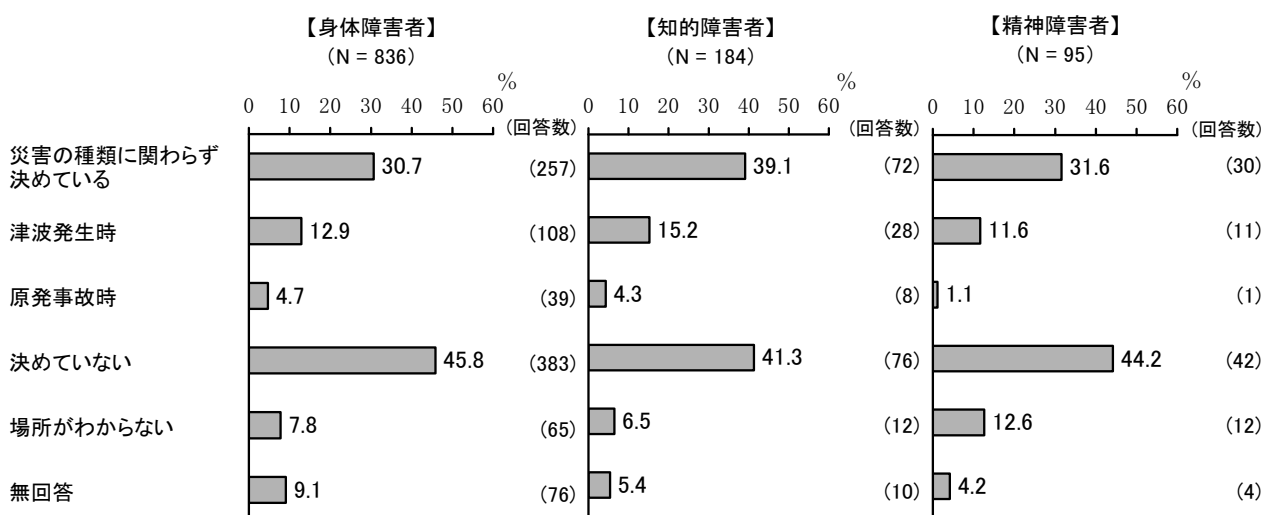
■災害発生時の一時避難場所を決めていない障害のある人が4割以上となっています。

30.7%から39.1%の障害のある人が、災害発生時の緊急一時避難場所を決めている一方で、決めていない障害のある人が41.3%から45.8%となっており、避難場所の周知や意識改革が必要となっています。

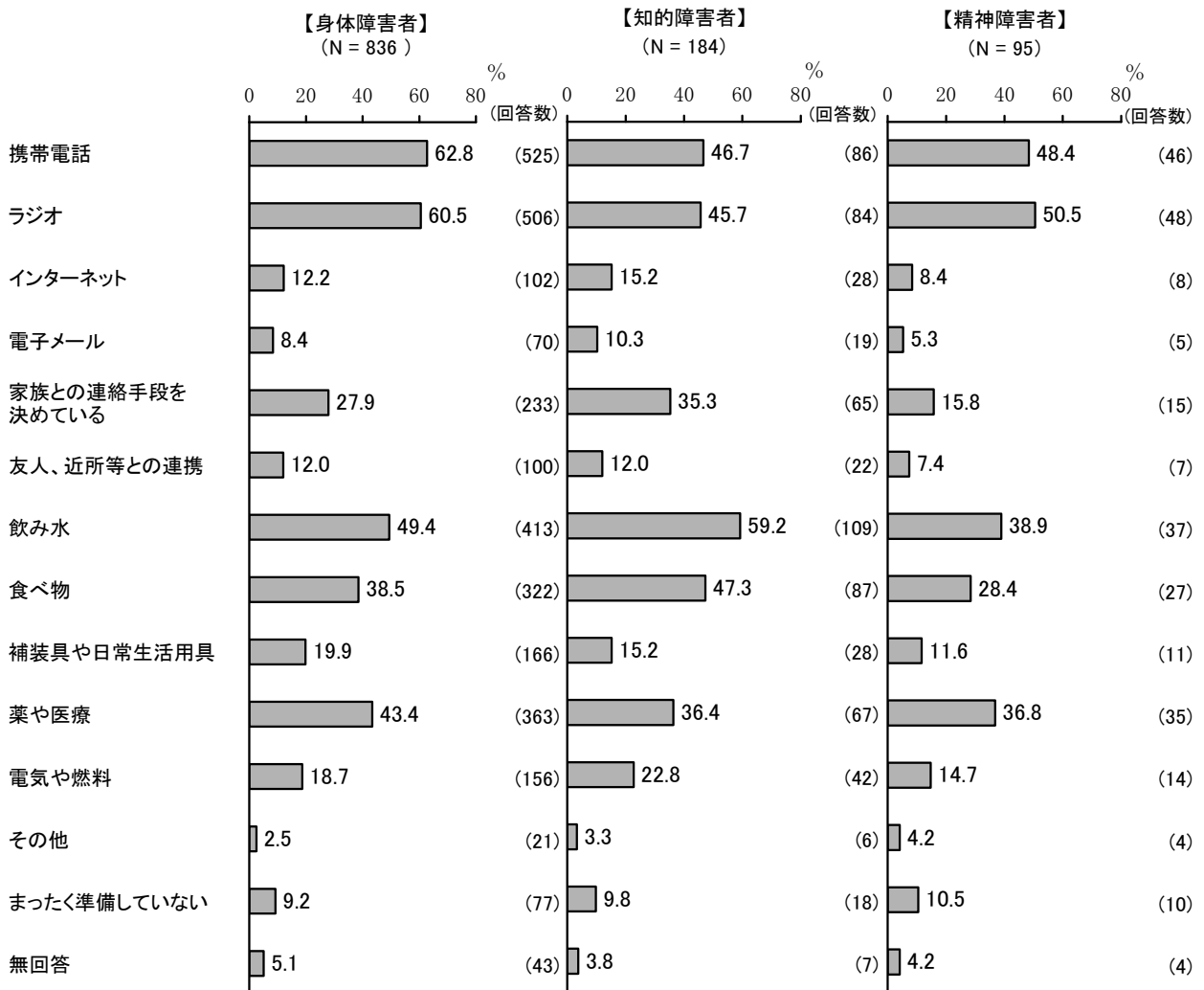
また、3障害ともに、ほとんどの人が今後の災害に備えた準備をしており、「携帯電話」、「ラジオ」、「飲み水」や「食べ物」を準備している割合が高くなっています。

その一方で、全く準備していない人が9.2%から10.5%います。

図表-21 今後、災害が発生した時にどこに避難するか事前に場所を決めているか



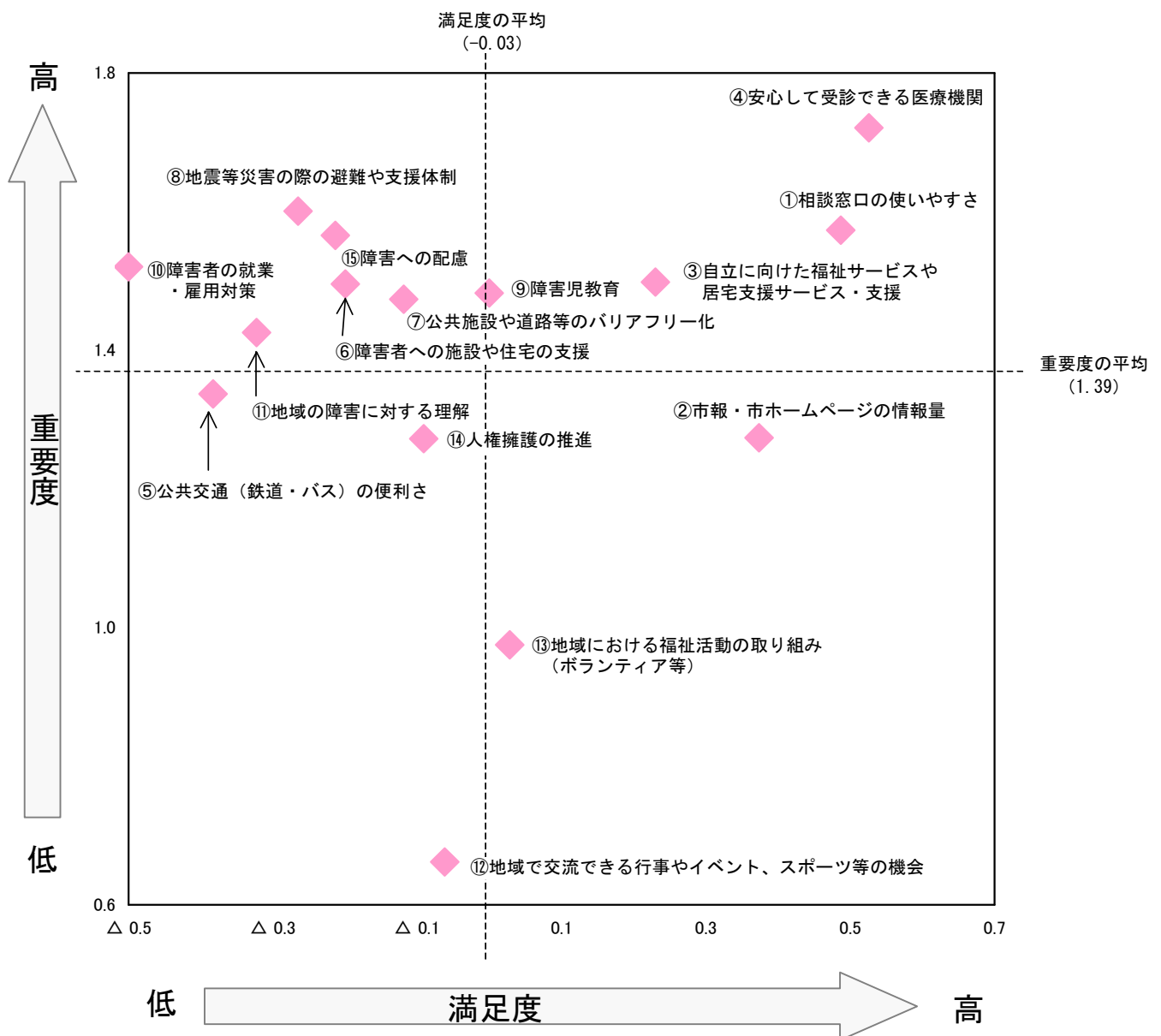
図表-22 今後の災害に備えた準備をしているか



■今後、「地震等災害の際の避難や支援体制」、「障害者の就業・雇用対策」、「障害への配慮」について、優先的に取り組む必要があります。

市が実施している障害者施策への評価として、重要度と満足度を答えてもらったところ、3障害を通じて、重要度が高く満足度が低い施策として「⑧地震等災害の際の避難や支援体制」、「⑩障害者の就業・雇用対策」、「⑮障害への配慮」があげられています。

図表 23 障害者施策の評価（重要度、満足度）



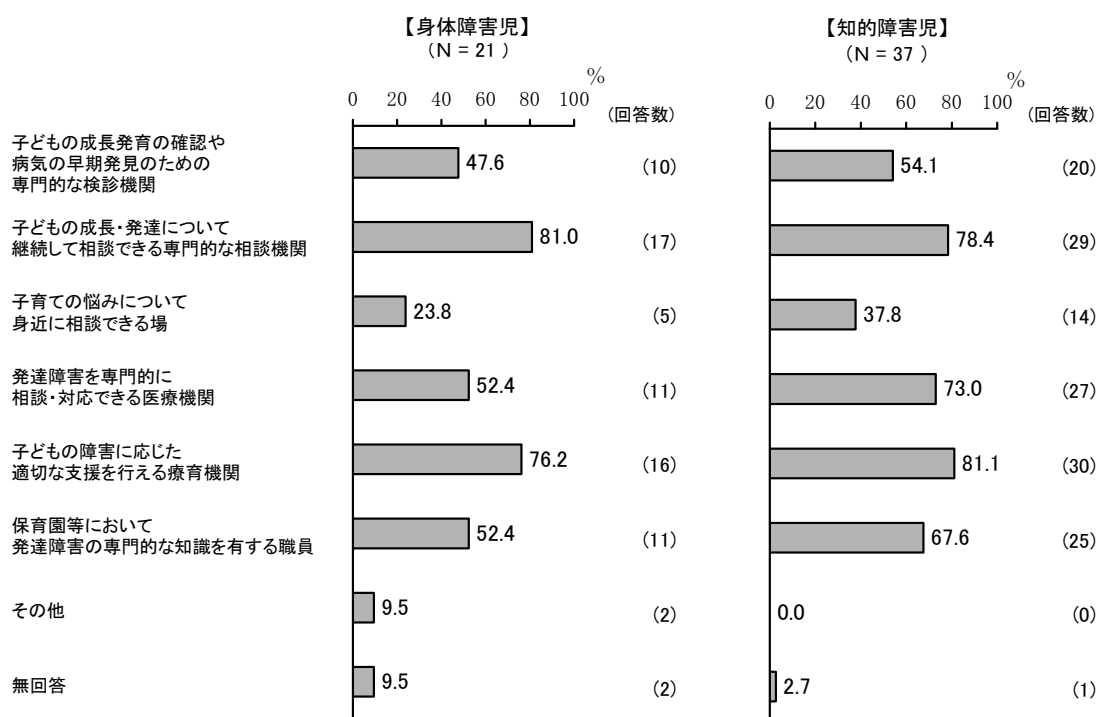
■障害のある人が在宅で暮らしやすいまちづくりを進めるため、経済的支援や相談支援、家族の介護負担の軽減等の配慮が求められています。

障害のある人が暮らしやすいまちづくりを進める際の配慮として、「年金などの経済的な支援を充実させる」が3障害ともに29.9%から42.1%、「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」が23.4%から43.2%と高く、「家族の介護負担の軽減や、家族が就労するための支援」が17.9%から27.7%と続いています。

■子どもの療育支援として、専門的な相談機関や適切な支援を行える療育機関が望まれています。

子どもの療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源を答える問いでは、「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」と「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」が、身体障害児でそれぞれ81.0%、76.2%の方が、知的障害児でそれぞれ78.4%、81.1%の方が必要と答えています。次いで「発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関」や「保育園等において発達障害の専門的な知識を有する職員」、「子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のための専門的な検診機関」が高い割合となっています。

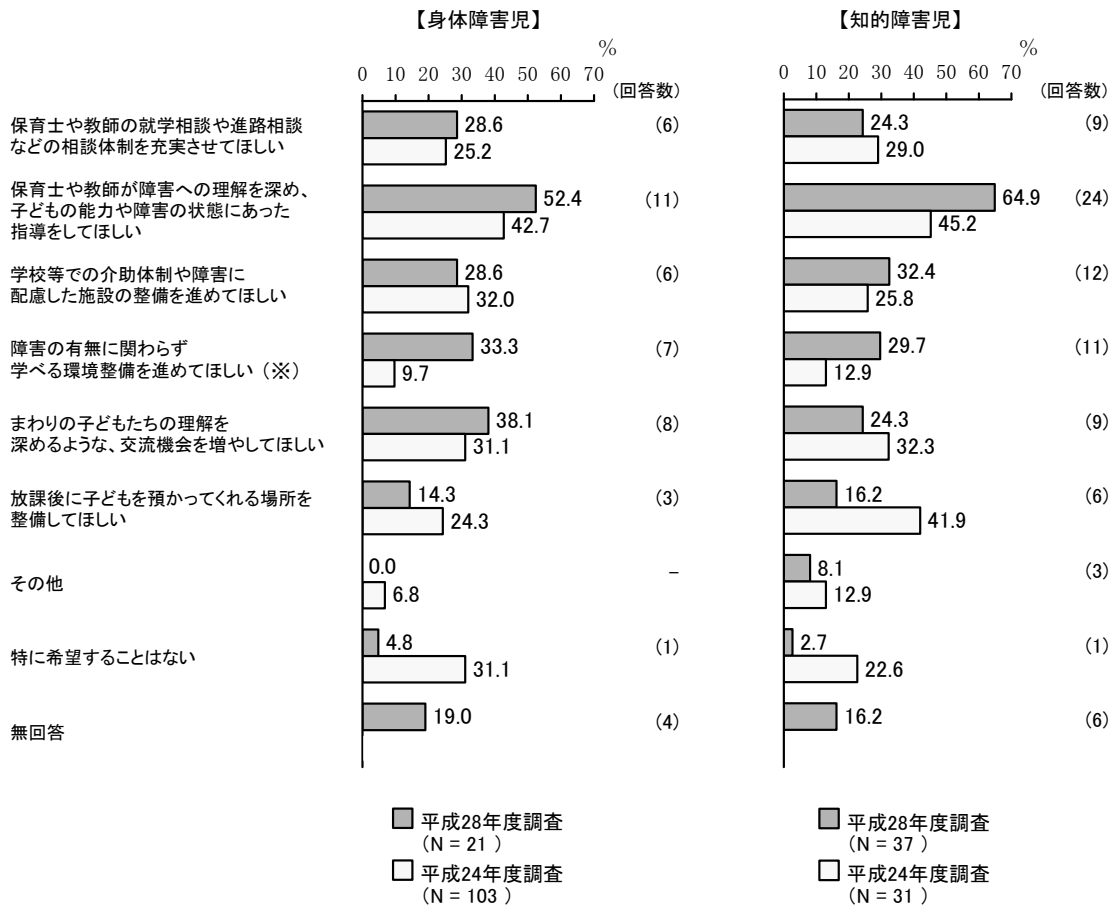
図表-24 子どもの療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源



■障害への理解が深まることが望まれています。

学校等での生活の要望として、「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をしてほしい」が52.4%から64.9%と最も高く、次いで身体障害児では「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」が38.1%、知的障害児では「学校等での介助体制や障害に配慮した施設の整備を進めてほしい」が32.4%となっています。

図表-25 学校等での生活についてはどのようなことを望んでいるか



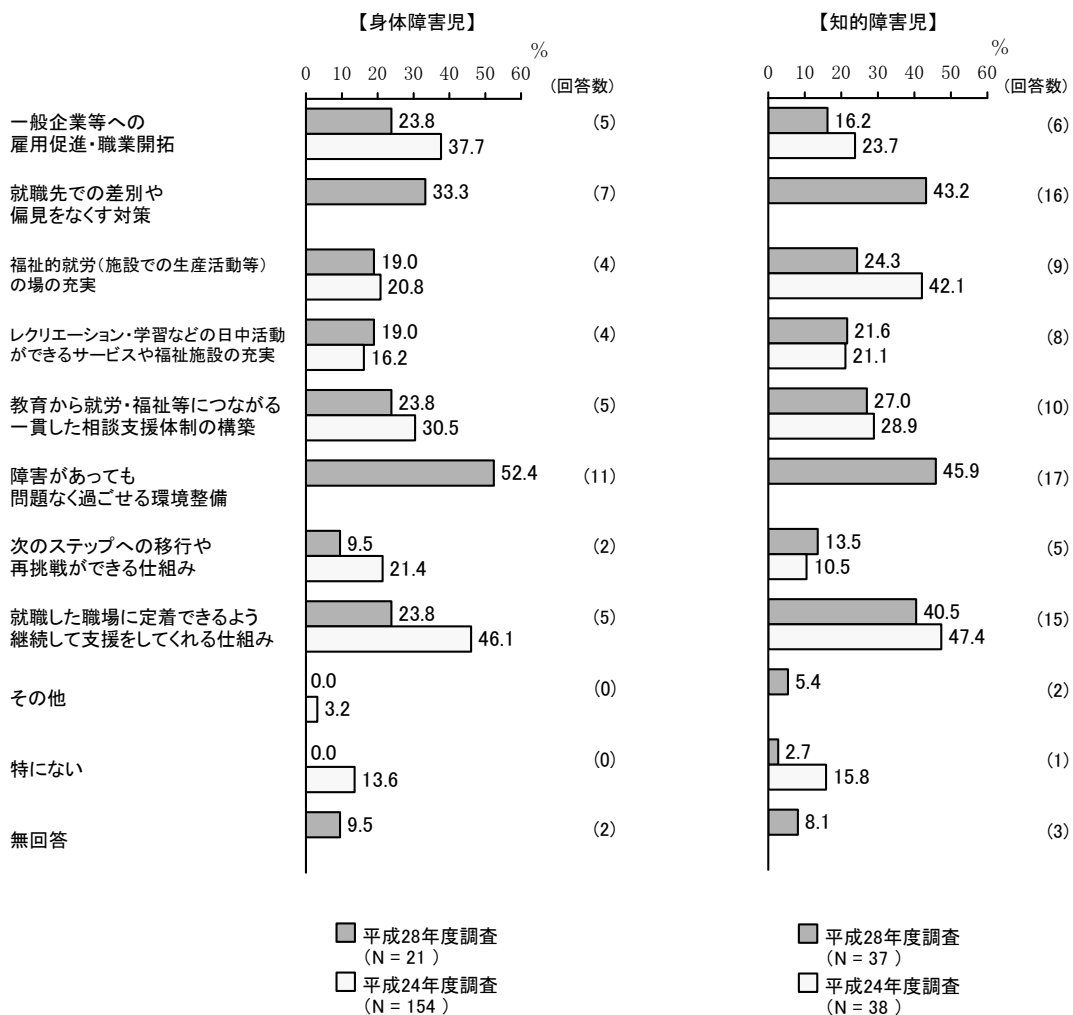
※「障害の有無に関わらず学べる環境整備を進めてほしい」の選択肢は、平成24年度調査では「統合教育・統合保育を進めてほしい」の割合を表記しています。

■障害があっても問題なく過ごせる環境整備、就職先での差別や偏見への対策、継続的な就労定着支援が望まれています。

学校教育終了後の進路について、身体障害児、知的障害児では「障害があっても問題なく過ごせる環境整備」が45.9%から52.4%と最も高く、次いで「就職先での差別や偏見をなくす対策」や「就職した職場に定着できるよう継続して支援してくれる仕組み」と続いています。

雇用の場での差別の解消や障害への理解の促進、就労定着への支援等の取組が必要となっています。

図表-26 学校教育終了後の進路について、どのような対策が必要と思うか



1 本市の障害者施策の目指す姿（基本理念）

共に暮らし支えあう、
自分らしい暮らしを描けるまちへ

障害者施策が目指す姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であり、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。

本市では、ノーマライゼーションの理念の下、これまで『共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』を基本理念として、地域でともに暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを目指してきました。

平成28年4月から障害者差別解消法の施行や障害者雇用促進法の改正がなされ、障害のある人への不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、障害のある人への合理的配慮が求められており、引き続き、障害への理解の促進と支えあう市民意識を醸成し、障害のある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を目指して取り組んでいきます。



2 施策の方向性（基本目標）

基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます

[基本目標を達成するための施策]

- 1-1 啓発活動、福祉教育の推進
- 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進
- 1-3 人権・権利擁護の推進
- 1-4 障害を理由とする差別の解消の推進

地域で共に暮らす障害のある人となない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障害のある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、生活の場や就労の場等の様々な機会や状況において、障害のある人への差別や偏見をなくし、障害への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

基本目標2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します

[基本目標を達成するための施策]

- 2-1 相談支援体制の確保
- 2-2 保健・医療サービスの提供
- 2-3 障害福祉サービスの充実
- 2-4 障害児サービスの充実
- 2-5 地域生活移行の推進

障害の種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。

また、ライフステージごとに継続した保健・医療及び福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します

[基本目標を達成するための施策]

3-1 多様な就労への支援

働く意欲のある人が自分に合った働き方ができ、社会を構成する一員として自らの生活を描き、生きがいを感じられる機会が広がるよう、必要な環境づくりを推進します。

また、障害のある人の働く意欲を尊重し、経済的自立を進めるため、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

基本目標4 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりを推進します

[基本目標を達成するための施策]

4-1 移動支援の充実

4-2 スポーツ・文化活動の推進

4-3 情報・コミュニケーション支援の充実

障害のある人が、地域社会で個性や能力を最大限に発揮し、学習機会や諸活動への参加といった社会・文化等の活動により、自らの生活を描き、生きがいを感じられる機会が広がるよう、必要な環境づくりを推進します。

基本目標5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます

[基本目標を達成するための施策]

- 5-1 発達・療育支援環境の充実
- 5-2 保育・教育環境の充実

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障害のある子どもを受入れる保育施設、学校施設等の環境の改善に努めます。

基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりを推進します

[基本目標を達成するための施策]

- 6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 6-2 日常生活における安心安全の確保
- 6-3 災害時の安心安全策の強化

福祉のまちづくりを進めるため、物理的バリア（障壁）を取り除き、障害のある人が地域で安心して暮らせる生活環境の整備に努めます。

また、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策、交通安全対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

3 施策の体系

本市の障害者施策体系は、次のとおりです。

【 基本理念 】

共に暮らし支えあう、
自分らしい暮らしを描けるまちへ

【 基本目標 】

基本目標 1

障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます

基本目標 2

暮らしやすい福祉的支援体制を構築します

基本目標 3

意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します

基本目標 4

社会・文化等の活動に参加できる環境づくりを推進します

基本目標 5

児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます

基本目標 6

共に安心して暮らせるまちづくりを推進します

【基本目標を達成するための施策】

【施策の取組内容】

施策 1-1 啓発活動、福祉教育の推進 (P. 42)	1-1-1 広報・啓発活動の推進 1-1-2 福祉教育の推進
施策 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進 (P. 44)	1-2-1 地域交流活動の推進 1-2-2 ボランティア活動の活性化
施策 1-3 人権・権利擁護の推進 (P. 46)	1-3-1 権利擁護・成年後見制度利用の促進 1-3-2 障害者虐待防止対策の推進
施策 1-4 障害を理由とする差別の解消の推進 (P. 48)	1-4-1 障害者に対する差別等の禁止 1-4-2 社会的障壁除去のための合理的配慮
施策 2-1 相談支援体制の確保 (P. 50)	2-1-1 相談窓口の充実 2-1-2 総合的な相談支援の推進 2-1-3 職員・相談支援員等の資質向上
施策 2-2 保健・医療サービスの提供 (P. 53)	2-2-1 保健サービスの充実 2-2-2 医療費の助成
施策 2-3 障害福祉サービスの充実 (P. 55)	2-3-1 在宅障害福祉サービスの提供 2-3-2 日中活動の場づくり 2-3-3 居住・生活の場の確保 2-3-4 重症心身障害児者の支援 2-3-5 サービス基盤の整備と適正な運営管理の推進 2-3-6 経済的支援の実施
施策 2-4 障害児サービスの充実 (P. 59)	2-4-1 障害児支援の充実
施策 2-5 地域生活移行の推進 (P. 60)	2-5-1 円滑な地域生活への移行 2-5-2 地域移行支援の体制づくり
施策 3-1 多様な就労への支援 (P. 62)	3-1-1 多様な就労への支援 3-1-2 一般就労の推進 3-1-3 就労定着への支援
施策 4-1 移動支援の充実 (P. 65)	4-1-1 移動費用の助成等 4-1-2 移動支援による行動範囲の拡大
施策 4-2 スポーツ・文化活動の推進 (P. 67)	4-2-1 生涯学習機会の充実 4-2-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実
施策 4-3 情報・コミュニケーション支援の充実 (P. 69)	4-3-1 多様なコミュニケーション支援の充実 4-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実
施策 5-1 発達・療育支援環境の充実 (P. 71)	5-1-1 発達・療育支援環境の充実
施策 5-2 保育・教育環境の充実 (P. 72)	5-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進 5-2-2 学校施設の整備・充実
施策 6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (P. 74)	6-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進 6-1-2 住環境改善のための支援・整備
施策 6-2 日常生活における安心安全の確保 (P. 76)	6-2-1 防犯・交通安全対策の推進 6-2-2 消費生活における相談支援 6-2-3 緊急時における安全確保対策の推進
施策 6-3 災害時の安心安全策の強化 (P. 78)	6-3-1 災害時における避難支援体制の強化

基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成に努めます

施策1-1 啓発活動、福祉教育の推進

【施策の目的等】

- 障害への理解を深め、差別や偏見をなくし、支えあう市民意識の醸成を目的とした施策です。
- 日常生活の中で、障害の有無にかかわらず、市民として共に暮らし支えあう関係を築くための啓発や福祉教育を推進します。

【現状と課題】

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障害に加え、難病、発達障害及びその他心身の機能に障害のある人がその定義に加えられており、多様な障害に対する理解を広めていくことが求められています。

当事者アンケートの結果（P.32 図表-23）では、市の施策やまちづくりに対する評価は、「⑧地震等災害の際の避難や支援体制」、「⑩障害者の就業・雇用対策」、「⑮障害への配慮」の項目の重要度が高く、かつ満足度が低い施策にあげられています。

市及び社会福祉協議会では、広報等により多くの市民に啓発できるよう取り組んでいるほか、キャップハンディ体験や小中学校での福祉教育の推進に取り組んでいます。

今後、より効果的な取組を進めていくには、小さなころからの福祉教育を一層推進するとともに、各種団体等と連携・協力し、子どもから大人まで、多くの方を対象にした啓発活動を行い、障害に対する理解を深め、差別や偏見を解消し、支えあう市民意識の醸成に努める必要があります。

【取組内容】

1-1-1 広報・啓発活動の推進

毎年12月9日の「障害者の日」、12月3日から9日の「障害者週間」、12月4日から10日の「人権週間」、毎年9月の「障害者雇用支援月間」、10月下旬に行われる「精神保健福祉普及運動」等において、行事や市報等を活用した広報啓発を行います。

また、障害への理解を深める研修・講座を開催し、障害のある人に対する市民の理解と認識を深めます。

主な取組	実施主体
市ホームページの充実 障害者理解に向けた研修・講座の開催 市報・ラジオ等による広報・啓発活動 障害者団体等による啓発活動への支援	石巻市
広報紙「社協だより」の発行	社会福祉協議会
研修・講座等の開催及び講師派遣	関係機関 サービス事業所

1-1-2 福祉教育の推進

学校での総合学習や生涯学習等の機会を利用し、キャップハンディ体験、わかりやすい手話講座等、子どもから大人まで、すべての市民が、障害のある人に対する理解を深められる取組を推進します。

主な取組	実施主体
わかりやすい手話講座の開催（学校・団体・グループ等への出前講座）	石巻市
キャップハンディ体験学習会 福祉教育助成金の交付（小・中学校対象）	社会福祉協議会

施策1-2 地域交流、ボランティア活動の推進

【施策の目的等】

- 障害への理解を深め、支えあう市民意識を醸成するため、相互交流の機会をつくることを目的とする施策です。
- 地域で支えあう意識を醸成するため、ボランティア活動を推進します。

【現状と課題】

当事者アンケートでは、ふだんの暮らしの中で差別や偏見が「ある」、または「あると感じている」と答えているのは、身体障害者で30.5%、知的障害者で57.0%、精神障害者で48.5%となっています。身体障害者では「交通機関利用の際」、知的障害者では「店での扱いや店員の態度」、精神障害者では「仕事や教育の機会」等があげられています(P.26 図表-16、P.27 図表-17)。

障害のある人が地域で自分らしく暮らすことができる共生のまちづくりを推進するためには、日ごろから分け隔てなく接していくことができる意識づくりが欠かせません。

障害のある人も、地域社会を構成する一人であることを認識し、積極的に地域内活動等に参加し、地域住民の方に広く受け入れてもらえるよう努めることが大切です。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

【取組内容】

1-2-1 地域交流活動の推進

障害者団体や地域活動団体、事業所等が主体的に行う交流活動を支援し、障害の有無にかかわらず市民が交流し、ふれあう場を確保します。

主な取組	実施主体
石巻市地域づくり基金事業助成金（地域振興活動に対する補助） 石巻市障害者社会参加促進事業補助金（地域交流活動に対する補助） にこにこフェスティバルの開催（障害者施設の参加） 福祉イベント等の開催支援 障害者支援団体等が主催する交流会開催支援	石巻市
地域交流事業、スポーツ大会	法人、団体等
地域交流活動の開催	サービス事業所
地域交流活動への参加	当事者、地域住民

1-2-2 ボランティア活動の活性化

ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等により活動の活性化を図るとともに、障害者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。

また、復興支援等を通じ市内外で活動しているボランティア団体やNPO法人等との連携・交流を推進します。

主な取組	実施主体
手話奉仕員養成講座 手話奉仕員フォローアップ教室 啓発・交流推進ボランティアの養成	石巻市
ボランティア育成講座 ボランティアセンター運営	社会福祉協議会
ボランティアの受け入れ	法人、団体等 サービス事業所
ボランティア活動への参加	地域住民

施策1-3 人権・権利擁護の推進

【施策の目的等】

- 市民一人ひとりが個人の尊厳を重んじ、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりを進めるための施策です。
- 障害によって、権利利益の侵害や不利益を被ることのないよう必要な取組を推進します。

【現状と課題】

共生社会を実現するうえで、基本的な人権の尊重と権利擁護は最も重要な理念であり、重要な施策のひとつといえます。

平成23年6月に障害者虐待防止法が公布、平成24年10月に施行され、平成23年8月の障害者基本法の改正（公布・施行）では、障害を理由とするあらゆる差別の禁止や消費者としての障害者の保護、選挙や司法手続きでの配慮等が義務付けられました。

さらに、平成25年6月には障害者差別解消法が公布、平成28年4月に施行され、障害者の権利擁護のための法整備が進んできています。

市では、障害者の権利と財産を守るための取組として、成年後見制度の利用を支援するとともに、虐待に対応するための窓口である虐待防止センターを設置し、様々な事案に対応しています。

また、社会福祉協議会では、在宅障害者の金銭管理や様々な暮らしのサポートを行う日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）を実施しています。

今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域住民及び当事者の意識啓発とともに、成年後見人等の育成確保にも取り組んでいく必要があります。



【取組内容】

1-3-1 権利擁護・成年後見制度利用の促進

判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者等に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を保護支援するために、成年後見制度の利用促進に努めます。

また、人権相談の実施等により、障害のある人の権利擁護に努めます。

主な取組	実施主体
成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業） 市民後見人の育成・活用 法人後見に係る研修の開催 成年後見制度の広報 人権に関する広報啓発 人権相談の実施	石巻市
日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）	社会福祉協議会

1-3-2 障害者虐待防止対策の推進

家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、早期発見と適切な対応が取れる体制の充実を図ります。

主な取組	実施主体
障害者虐待防止法の周知 虐待防止センターの設置 養育支援訪問事業（ホームヘルパー派遣事業） 要保護児童養育支援カウンセリング事業 障害者家庭訪問等個別支援事業 障害者緊急一時保護事業 障害者虐待防止連携会議の設置 障害者虐待防止研修会 障害者権利擁護支援弁護士相談事業	石巻市
施設内での虐待防止対策の推進	サービス事業所
虐待発見時の通報	地域住民

施策1-4 障害を理由とする差別の解消の推進

【施策の目的等】

- 障害を理由とした差別を解消し、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重しあいながら共生社会を実現することを目的とする施策です。
- 市職員の研修や社会的障壁の除去を必要としている場合の合理的配慮の実践に向けた取組を進めます。
- 民間事業者における従業員研修への職員派遣など、職場での取組を支援します。

【現状と課題】

平成28年4月から施行された障害者差別解消法では、国・地方公共団体等において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されました。

また、事務事業を行うにあたり障害のある人（家族等を含む。）から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合等において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、必要かつ合理的配慮を行うことが義務化されています。

民間事業者においては、必要かつ合理的配慮を行うことについては努力義務となっていますが、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止については、国・地方公共団体等と同様に義務とされています。

今後、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、障害への理解の促進、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていく必要があります。

【取組内容】

1-4-1 障害者に対する差別等の禁止

日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障害を理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。

主な取組	実施主体
障害を理由とする不当な差別の禁止に関する啓発・広報活動 市職員対応要領に基づく相談・苦情への対応	石巻市
職場研修の実施（差別の禁止や合理的配慮等）	一般企業
職員が守るべき倫理の周知徹底	サービス事業所

【取組内容】

1-4-2 社会的障壁除去のための合理的配慮

行政機関等においては、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項について、職員対応要領を定めるよう努めることとされており、市では、必要かつ合理的配慮や、差別を受けた場合等の相談体制の構築等について、石巻市職員対応要領を定めて対応していきます。

主な取組	実施主体
相談・苦情への対応 市職員対応要領に基づく合理的配慮の実践	石巻市
合理的配慮の努力	一般企業

基本目標 2 暮らしやすい福祉的支援体制を構築します

施策 2-1 相談支援体制の確保

【施策の目的等】

- 障害のある人が、地域で暮らしていくために必要な支援やサービスを適切に受けやすくするための体制づくりを目的とした施策です。
- 多様な相談内容に応じることができるよう、窓口等の相談体制の充実を図ります。

【現状と課題】

適切な福祉サービスが受けられるようにするため、障害のある人やその家族等の相談支援は、市窓口のほか、主に3か所の相談支援事業所が担っています。市窓口には、相談支援員及び手話通訳者を配置し、相談体制の強化を図っています。

また、平成24年度から平成25年度までの2年間限定で、女川町と共同開設した東日本大震災で被災した障害のある人の総合的な支援を行う「石巻市女川町障がい者総合サポートセンターくるみ」を継承し、「石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ」として、相談支援体制の強化を図っています。

アンケート調査では、(P.32 図表 23)「①相談窓口の使いやすさ」は重要度、満足度がともに高くなっており、障害のある人一人ひとりに適切に対応できる専門性と柔軟性が求められています。

引き続き、各事業所、関係機関及び庁内各担当窓口との連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制を確保していく必要があります。

【取組内容】

2-1-1 相談窓口の充実

障害のある人や家族が必要とする指導助言を受けることができるように、市役所や障害者相談支援事業所に相談窓口を設置し、その周知を図るとともに、多様な機会を活用した相談受付を行います。

主な取組	実施主体
相談支援員・手話通訳者の配置 障害者相談支援事業所の設置 関係機関相談窓口の周知 市民相談窓口での相談受付	石巻市
生活相談事業	社会福祉協議会
利用者及び地域の障害のある人の相談支援・受付 苦情解決制度・第三者委員の周知・充実 石巻地域就業・生活支援センターの設置	サービス事業所

2-1-2 総合的な相談支援の推進

各相談窓口及び関係機関の連携を図り、また、震災による生活環境の変化等を把握しながら、住宅や介助、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる総合的な相談支援体制の強化を図ります。

主な取組	実施主体
石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみの設置（女川町と共同設置） 障害者相談支援事業所の設置 石巻市女川町自立支援協議会の連携	石巻市
地域の関係機関との連携体制の構築	関係機関 サービス事業所

2-1-3 職員・相談支援員等の資質向上

障害のある人やその家族等からの相談を受付ける職員をはじめ、相談支援員、民生委員等に対し、障害に関する知識の向上や相談に対する姿勢等を学ぶ機会の充実に努めます。

主な取組	実施主体
職員・相談支援員等の各種研修への参加（庁内・外部） 相談支援員・民生委員等に対する研修等への参加	石巻市
職員の専門性や資質向上に向けた研修の実施・参加	サービス事業所

施策2-2 保健・医療サービスの提供

【施策の目的等】

- 生涯を通じて必要な保健、医療サービスが受けられる体制づくりを目的とした施策です。
- 障害のある人が身体 の健康保持、増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるようになることを目指します。

【現状と課題】

市の保健事業では、生活習慣病の予防や早期療育へとつなげるための相談支援などのほか、精神保健や高次脳機能障害に対する理解促進などにも取り組んでいますが、アンケート調査の結果をみると、ふだんの暮らしで困っていることとして、「自分の健康や体力に自信がない」が、高くなっています。また、医療について困っていることは「医療費の負担が大きい」、「近所で診療をしてくれる医療機関がない」等の割合が高くなっています（P. 24 図表-14）。

なお、障害のある人の口腔ケアについては、石巻地域でも治療が受けられるよう体制整備について、検討を進めています。

今後、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障害の状況に応じたきめ細かな支援体制づくりに取り組む必要があります。



【取組内容】

2-2-1 保健サービスの充実

健康の保持・増進のため、乳幼児期を中心とした健康診査や保健指導・相談事業等、早期発見と早期療育体制を充実することにより、障害の軽減や健康の増進とともに健やかな成長を支援します。

また、生活習慣病の予防、早期発見のため、中高年齢者を対象に健康教育や健康相談、健康診査を実施するとともに、各ライフステージに応じた心と身体健康づくり活動を支援します。

主な取組	実施主体
妊婦・乳幼児に対する健康診査・各種相談事業 発達支援事業 未熟児訪問 精神保健福祉事業（相談・講演会等） 特定健康診査・特定保健指導 健康教育・健康相談 身体の不自由な方の健診（車椅子や松葉づえを利用している方） 歯科相談等	石巻市
高次脳機能障害学習会及び交流会	当事者、家族等
定期的な健診の受診と健康教育への参加 普段からの健康づくりの取組	地域住民

2-2-2 医療費の助成

障害のある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、こうした負担軽減策が周知され、必要な人にもれなく提供されるよう、情報の周知、啓発に努めます。

主な取組	実施主体
自立支援医療（更生医療・育成医療・療養介護医療）の支給 自立支援医療（精神通院医療）の申請受付 重・中度心身障害者医療費助成事業 国民健康保険特定疾病療養受給者証の交付 未熟児養育医療の給付	石巻市

施策 2-3 障害福祉サービスの充実

【施策の目的等】

- 障害のある人が、必要な支援を利用（自己選択）し、自ら行動できる（自己実現）ための支援を行うことを目的とした施策です。
- 障害のある人が、地域での自立を実現できるよう、在宅・施設での生活を支援する様々なサービスの質的・量的な充実を図り、サービスを提供します。

【現状と課題】

平成18年度施行の障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障害福祉サービスの提供が始まり、平成25年には障害者総合支援法が施行され、障害のある人の範囲に発達障害者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々サービス利用量も増加しています。

さらに、平成30年度から自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新たな障害福祉サービスとして追加されます。

今後は、障害のある人の日常生活の安定と質の向上を図るとともに、重症心身障害児者の入院、入所等で必要としている医療的ニーズをはじめ、様々な障害に対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していく必要があります。

【取組内容】

2-3-1 在宅障害福祉サービスの提供

在宅生活を支援するための障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障害の種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実に努めます。

主な取組	実施主体
計画相談支援（サービス等利用計画） 居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援 移動支援 訪問入浴サービス 補装具の支給 日常生活用具給付	石巻市
介護用品の貸与事業 紙オムツ購入助成事業	社会福祉協議会
サービス提供体制の充実	サービス事業所
生活支援にかかる各種サービスの提供	各種団体等

2-3-2 日中活動の場づくり

日中活動を支援するため、一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、入浴や食事等の介護、創作的活動等を行う生活介護、日中一時支援等の多様な活動の場の提供に努めます。

主な取組	実施主体
生活介護（デイサービス） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労継続支援（A型・B型） 地域活動支援センター 日中一時支援 精神障害者コミュニティサロン	石巻市
サービス提供体制の充実 日中活動サービスの場の提供	サービス事業所

2-3-3 居住・生活の場の確保

障害の状態や生活状況等に応じて、障害者施設や共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助等を利用することにより、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。

主な取組	実施主体
共同生活援助（グループホーム） 施設入所支援 自立生活援助	石巻市
サービス提供体制の充実	サービス事業所

2-3-4 重症心身障害児者の支援

安心して利用できる医療的ケアが可能なサービス事業所の整備を推進します。特に緊急時やレスパイトとして利用できるサービス提供に努めます。

主な取組	実施主体
医療的ケアが可能なサービス提供体制の強化 介護家族の負担軽減対策の充実	石巻市
職員の専門性や資質向上に向けた研修（たん吸引等）の実施・参加	サービス事業所

2-3-5 サービス基盤の整備と適正な運営管理の推進

障害のある人が自己選択・自己決定ができるように必要とするサービスを提供する事業所との連携を図り、地域生活を支援する拠点の整備を含む、基盤強化を図ります。

また、県と連携しながら、サービス提供事業所の適正なサービス提供に向けた取組を推進します。

主な取組	実施主体
石巻市女川町自立支援協議会との連携 国・県との連携による適正な運営管理の推進 事業所実地指導・監査の実施 地域生活支援拠点等の整備	石巻市
第三者評価の受審	サービス事業所

2-3-6 経済的支援の実施

国・県・市、民間事業者等で、各種の経済的支援を行い、障害のある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減に努めます。また、必要な人が必要なサービスを利用できるように、各種制度の周知を図ります。

主な取組	実施主体
特別障害者手当等の支給 特別児童扶養手当の申請受付 社会参加促進助成券の交付 自動車改造費助成・運転免許取得費助成 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成 障害福祉サービスの利用負担軽減 共同生活援助（グループホーム）利用助成（家賃補助） 高額障害福祉サービス費の支給 障害基礎年金受給のための相談・受付業務 心身障害児通園対策（交通費の一部助成） 保育所保育料の減免 放課後児童クラブ利用料の減免 NHK放送受信料の減免申請受付 有料道路における障害者割引の申請受付 自動車税等の減免のための生計同一証明書の発行 等	石巻市



施策 2-4 障害児サービスの充実

【施策の目的等】

- 特別な支援が必要な子どもに対する理解促進やすべての子どもたちの心身の発達促進を行うことを目的とした施策です。
- 子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促し、特別な支援が必要な子どもの状態を把握し、個々の能力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服することを目指します。

【現状と課題】

障害のある子どもを対象とした施設・事業は、従来の事業体系再編のため、平成24年4月から児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

通所系サービスとしては「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、相談分野の「障害児相談支援」等を実施しています。

障害のある子どもについては、就学前と就学後で生活や教育環境が変化するため、就学前の療育支援情報の有効活用や保育、教育、その他の関係機関の連携が課題となっています。

子どもの成長・発達に合わせた一人ひとりの障害のある子どもに対応できる専門性の高い支援体制を確保し、状況に応じたきめ細かな支援や支援の質の向上を図っていく必要があります。

【取組内容】

2-4-1 障害児支援の充実

障害の特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行えるよう、家族等が障害への理解を深めるための相談体制の充実や、就学前後を通じて円滑な療育支援に取り組みます。

主な取組	実施主体
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児支援利用計画の作成 児童発達支援センターの設置	石巻市
サービス提供体制の充実	サービス事業所

施策 2-5 地域生活移行の推進

【施策の目的等】

- 施設入所者や入院患者（社会的入院を含む）の地域生活への移行を、関係機関と連携を図りながら推進することを目的とした施策です。
- 本人の意向を尊重しつつ、家族や関係者の理解と支援が得られるよう、施設事業者、本人、家族が協力して、障害のある人の地域での暮らしを実現します。

【現状と課題】

現在の障害者施策においては、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域生活への移行及び地域社会での共生が柱となっており、障害があっても自立した生活を送ることができる地域社会が求められています。

アンケート調査の結果をみると、3障害とも「自宅で暮らしたい」の割合が最も高く、「グループホーム等（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活の場）で暮らしたい」の割合がわずかとなっています。

また、アンケートでは、在宅での暮らしへ移行する場合に必要な配慮として、「年金などの経済的な支援を充実させる」、「気軽に相談できるような体制を充実させる」、「施設に入所、通所して受けられる福祉サービス等を充実させる」などとなっており、地域生活移行に向けて、経済的負担の軽減や相談体制の充実が求められています。

今後は、地域で自分らしく暮らしていくことができる住まいの確保や経済的支援の充実に努めるとともに、障害者施設等が地域生活支援の拠点となり、多様な主体による支援や地域住民の理解を得ながら、地域生活への移行を進める必要があります。

【取組内容】

2-5-1 円滑な地域生活への移行

施設等で暮らす障害のある人が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域生活移行ができるよう、地域生活移行への意向の把握やグループホームでの生活体験、障害のある人の意思や状態に配慮した地域移行を推進します。

主な取組	実施主体
知的障害者グループホーム体験ステイ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） 共同生活援助（グループホーム）利用助成（家賃補助）	石巻市
共同生活援助（グループホーム） 地域生活移行への支援体制の充実	サービス事業所

2-5-2 地域移行支援の体制づくり

障害のある人の地域での暮らしを継続的に支援できるよう、関係機関及び事業者と連携し、地域生活に必要な支援やサービスの確保、緊急時に対応できる体制づくりに努めるとともに、地域住民の理解を深め、支えあいながら暮らしていく体制づくりを推進します。

主な取組	実施主体
石巻市女川町自立支援協議会との連携 医療と福祉の連携強化 地域交流事業、広報・啓発活動等	石巻市
地域で暮らす障害のある人や家族等への理解と配慮	地域住民

基本目標3 意欲のある人が、自分に合った働き方のできる環境づくりを推進します

施策3-1 多様な就労への支援

【施策の目的等】

- 障害のある人が様々な訓練や支援を通じ、働く意欲を促進するための施策です。
- 働く意欲のある人が自分に合った働き方のできる支援を行います。
- 労働の対価として適正な収入が得られる環境づくりに努めます。

【現状と課題】

障害のある人が就労することについては、経済的自立や生きがいづくりとともに、一人ひとりがもつ能力を発揮することが社会の一員としての地域貢献につながりますが、障害者の雇用環境は、依然として厳しい状況にあります。

アンケート調査の結果では「障害者の就業・雇用対策」の重要度が高いにもかかわらず満足度は低いということがわかります（P.32 図表-23）。「現在困っていること」の回答の中に「十分な収入が得られない」（9.8%～29.5%）があげられていることが、そのことを如実に表しています。

現在就労していない人でも、働きたい人が、仕事や作業、訓練をするため（続けるため）に、「障害」のことを理解してくれることを望んでいる（身体で23.1%、知的で51.6%、精神で37.9%）ことから、就労支援は大きな課題といえます。

今後は、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があるほか、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要となっています。

3-1-1 多様な就労への支援

障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供するため、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、引き続き福祉的就労の場の提供を支援します。

また、障害のある人が各々の適性に応じたサービス提供事業所を選択できるよう、特に最低賃金が適用される就労継続支援A型事業所の開設等を推進していきます。

主な取組	実施主体
就労継続支援（A型・B型） 地域活動支援センター 障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定・公表 障害者就労施設等からの物品等の調達促進支援	石巻市
商品開発・販路拡大に向けた取組の推進 働きやすい環境の整備	サービス事業所

【取組内容】

3-1-2 一般就労の推進

就労移行を支援するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら、一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進や雇用に関する情報提供、就労しやすい環境づくりを推進します。

主な取組	実施主体
就労移行支援	石巻市
障害者雇用に関する広報・啓発	石巻市 ハローワーク
障害者就職面接会の開催 就職説明会の実施	ハローワーク
障害者雇用の促進と法定雇用率の遵守 障害のある人が働きやすい環境の整備	一般企業
就労に向けた情報提供や訓練等の実施 サービス提供体制の充実	サービス事業所
就業面と生活面の一体的な相談・支援	石巻地域就業・ 生活支援センター

3-1-3 就労定着への支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害のある人に対して、就労に伴う環境変化等による生活面の課題に対して、企業や自宅等へ訪問したり、連絡調整や指導助言を行う等の就労定着支援を利用することにより、就労定着への支援に努めます。

主な取組	実施主体
就労定着支援 障害者雇用の先進事例等の周知	石巻市
障害のある人が働きやすい環境の整備	一般企業
職場定着に向けた支援 障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言	石巻地域就業・ 生活支援センター

基本目標 4 社会・文化等の活動に参加できる環境 づくりを推進します

施策 4-1 移動支援の充実

【施策の目的等】

- 障害のある人の行動範囲の拡大、社会参加の促進を目的とした施策です。
- 移動に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とした施策です。

【現状と課題】

障害のある人は、自動車の運転が困難な方も多いため、公共交通のみでは移動先や時間等が制限されます。

市では、障害のある人の移動支援及び社会参加促進のため、タクシー利用や自家用車の燃料費として利用できる在宅障害者等社会参加促進助成券を交付しているほか、外出時の介護等を受ける移動支援や同行援護、行動援護といったサービス、自動車改造や運転免許証取得に伴う助成等の事業を行っています。

アンケート調査の結果をみると、「公共交通（鉄道・バス）の便利さ」に対する満足度が3障害とも平均より低くなっており（P. 32 図表-23）、今後も、気軽に外出でき、活動範囲を広げることができる環境づくりを進める必要があります。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者については、JR等の公共交通運賃や有料道路交通料金の割引制度がないことから、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者と同様に助成対象に加えられるよう関係機関に働きかけていく必要があります。

【取組内容】

4-1-1 移動費用の助成等

障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して移動できるように、各種交通機関における運賃等の割引や社会参加促進助成券（タクシー・自動車燃料費共通助成券）の交付により、移動支援を推進します。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者への公共交通運賃割引制度の拡大について、引き続き関係機関に働きかけていきます。

主な取組	実施主体
在宅障害者等社会参加促進助成券交付事業（福祉タクシー・自動車燃料費共通助成券）の適正化	石巻市
障害のある人に対する料金等の割引の実施	交通機関

4-1-2 移動支援による行動範囲の拡大

外出で移動が困難な視覚障害者等を対象に、行動範囲を広げられるよう、移動のための様々な支援によって当該障害のある人の社会参加の促進に努めます。

主な取組	実施主体
行動援護 同行援護 移動支援 自動車改造・運転免許取得費用助成事業	石巻市
視覚に障害のある人等への声掛けや手助け	地域住民
職員の専門性や資質向上に向けた研修（行動援護・同行援護等）の実施・参加	サービス事業所

施策4-2 スポーツ・文化活動の推進

【施策の目的等】

- スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障害のある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくりを目的とした施策です。
- 障害のある人が地域で孤立しないよう、身近な交流や学習など、社会参加の機会づくりに努めます。

【現状と課題】

アンケート調査では、「地域で交流できる行事やイベント、スポーツ等の機会」に対する重要度が最も低いとの結果が出ています（P.32 図表-23）。

しかし、スポーツや文化活動は、障害のある人の生きがいにつながるとともに、活動を通じて地域における様々な交流機会にもなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

市では、イベント時における配慮・支援や施設のバリアフリー化を行い、各種活動に参加しやすい環境整備に努めています。

また、各種団体や障害者施設等においても、障害のある人やその家族、ボランティア、地域住民等が気軽に参加できる各種イベントを開催し、障害のある人の心豊かな暮らしと地域交流に寄与しています。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。



【取組内容】

4-2-1 生涯学習機会の充実

障害のある人や子どもたちを対象とした生涯学習機会の充実を図ります。

主な取組	実施主体
石巻市障害者社会参加促進事業補助金（手話・点字教室等の生涯学習活動に対する補助）	石巻市
各種講座・活動機会の提供	関係機関 サービス事業所
各種講座・活動への積極的な参加	当事者

4-2-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

障害のある人が気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等に参加できるよう、障害があっても参加できる環境づくりや配慮を推進するなど、すべての市民が一体となって参加できる多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実に努めます。

また、障害特性に応じた情報提供や外出時の支援、ボランティア活動等によるサポートの推進など、多面的な施策の充実を図ります。

主な取組	実施主体
石巻市障害者社会参加促進事業補助金（スポーツ大会・文化講座等の活動に対する補助）	石巻市
各種活動・イベント・大会等の開催	法人・団体等
各種活動・イベント・大会等への積極的な参加	当事者、ボランティア

施策4-3 情報・コミュニケーション支援の充実

【施策の目的等】

- 障害のある人が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、様々な情報を取得・活用できる環境をつくることを目的とする施策です。
- 障害特性に応じた多様なコミュニケーション支援の充実と情報提供により、障害のある人の生活支援と社会参加の促進に取り組みます。

【現状と課題】

市では、視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通支援の一環として、市窓口到手話通訳者を配置しているほか、庁舎外での情報保障の一環として、手話通訳者や要約筆記者派遣などの意思疎通支援（コミュニケーション支援）を実施しているほか市ホームページに音声読み上げ機能を付けたり、声の市報として市報記事を音声で録音したCDを提供するなどしています。

誰もが地域の一員として社会参加していくためにも、障害に応じた情報取得やコミュニケーション手段の確保が必要です。

今後も、視覚・聴覚障害のみならず、障害特性や必要性に応じた、わかりやすく的確な情報提供に努めていく必要があります。

なお、近年では、情報通信技術の進展が障害のある人の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話や要約筆記ボランティアの確保と合わせ、情報通信機器の有効活用が必要となっています。

【取組内容】

4-3-1 多様なコミュニケーション支援の充実

障害者のコミュニケーション支援のため、聴覚に障害のある人からの相談支援や手話通訳、要約筆記を行うほか、手話が言語であるとの視点から、手話言語の計画的な普及を推進します。

また、ICT（情報通信技術）を活用したコミュニケーション支援・情報入手手段の普及に努めます。

主な取組	実施主体
コミュニケーション支援事業 手話奉仕員養成講座等の開催による手話の普及促進 手話奉仕員フォローアップ研修会の開催 ヘルプカード（手助けが必要なことを伝えるツール）の周知	石巻市
IT機器等による情報収集技術の習得	当事者

4-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実

障害のある人が、必要な情報を自ら選択できるように、障害による情報の格差を生む様々な社会的障壁を取り除き、自立生活、社会参加を推進するための情報提供を図ります。

主な取組	実施主体
声の市報発行事業（市報の主な内容を録音したCDを配布） 視覚障害者向け音声コード（SPコード）添付サービス（市が発行する市報、通知文書等） 市ホームページによる情報提供 点字による案内板の設置 障害特性に配慮した情報提供（フロア案内等）	石巻市
視覚障害者等へ配慮した広報紙の発行	社会福祉協議会

基本目標 5 児童の療育支援環境や保育・教育環境等の充実に努めます

施策 5-1 発達・療育支援環境の充実

【施策の目的等】

- 障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすために、障害の早期発見、早期療育支援を図る体制の整備を目的とした施策です。

【現状と課題】

市では、保健事業や障害児福祉サービス等を通じて障害の早期発見や療育相談を行うとともに、かもめ学園（指定管理）において在宅の障害のある子どもの日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施しています。

アンケート調査の結果をみると、「障害児教育」に対する重要度が高く、特に必要と思う子どもの療育支援への社会資源として、「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」、「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」、「発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関」との回答が多くなっています。

手帳取得時においては、子どもの療育に関する知識がなかった人、手帳の取得を医療機関から勧められた人が多いことから、各種健診の機会を通じて障害の早期発見をし、適切な相談機関や療育機関につなげていくことが必要です（P. 33 図表-24）。

【取組内容】

5-1-1 発達・療育支援環境の充実

障害の早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができる体制や相談体制を整備し、障害のある子どもやその保護者等が必要とする情報を得ることにより、障害によって生ずる様々なニーズに的確に対応し、安心して充実した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら発達・療育支援環境の充実に努めます。

主な取組	実施主体
児童発達支援センターの設置	石巻市

施策5-2 保育・教育環境の充実

【施策の目的等】

- 乳幼児期、学齢期を通じて、障害のある子どもたちが健全に成長し、「学ぶ力」、「生きる力」を育むことを目的とした施策です。
- 障害のある子どもたちにあった保育や教育の環境を整え、将来への可能性を広げるための事業を行います。

【現状と課題】

学校教育においては、県立石巻支援学校と連携しながら、就学前の段階から様々な機会を通じて適正な就学を支援するとともに、小学校には特別支援教育支援員を配置し、通常学級に在籍する特別に支援が必要な子どもへの指導補助を行っています。

また、中学校では特別支援教育共同実習所を運営し、実習を通じた自立支援や生徒間の交流促進を図っています。

アンケート調査では、学校等での生活に望むこととして、「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をしてほしい」との回答割合が最も高くなっています（P. 34 図表-25）。

今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされる体制の強化を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の充実と情報共有を推進していく必要があります。



【取組内容】

5-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進

障害の有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の拡充に努め、様々な人間関係に触れながら成長することで、お互いを尊重し支えあう心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

また、障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来、自立した生活を送ることを目指して、その基礎・基本となる知識や経験を蓄積し、「生きていく力」や「働く力」を育むための教育内容の充実に努めます。

主な取組	実施主体
特別支援教育就学奨励費の支給 特別支援教育支援員の配置 特別支援教育共同実習所の運営 就学相談の実施 障害児保育事業 放課後児童クラブ事業 児童発達支援 放課後等デイサービス 「石巻市かもめ学園」運営事業	石巻市
サービス提供体制の充実	サービス事業所

5-2-2 学校施設の整備・充実

障害のある子どもが、学校でともに学ぶ中で、より多様な人間関係を構築し、ともに成長する環境を整えるとともに、障害によって生じる教育的ニーズを的確に把握し、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設及び教育環境の整備・充実に努めます。

主な取組	実施主体
学校施設及び教育環境の整備・充実	石巻市

基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりを推進します

施策6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【施策の目的等】

- ノーマライゼーションの理念を具現化することを目的とした重要な施策です。
- 社会的障壁を解消し、地域で暮らす障害のある人の生活環境や利便性の向上を目的とします。

【現状と課題】

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア（社会的障壁）を取り除いていくことが必要です。

アンケート調査の結果をみると、特に身体障害者で「公共施設や道路等のバリアフリー化」に対する重要度が高いものの、満足度が平均より低くなっています（P. 32 図表-23）。

今後も、震災の影響をはじめ、様々な「暮らしにくい」状況を把握し、早期解消に努めるとともに、社会基盤の復旧・復興に合わせ、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の導入を進めていく必要があります。

【取組内容】

6-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進

公的施設はもとより民間施設においても障害のある人の利用を前提とした建築物の整備に努めるとともに、まちの段差など物理的バリア（障壁）を除去し、バリアフリー化を促進します。

主な取組	実施主体
施設建設時・大規模改修時におけるバリアフリー対応の促進 誘導・案内サインの設置（誘導シート等）	石巻市
施設等のバリアフリー化の促進	一般企業 サービス事業所

6-1-2 住環境改善のための支援・整備

障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、公営住宅のバリアフリー化や住宅改修の必要性について設置主体に対して意識の定着を図るとともに、改修費用の助成や技術的支援など住宅改修に対する支援施策の充実に努めます。

主な取組	実施主体
住宅改修費の給付 災害公営住宅の整備 公営住宅における抽選優遇措置	石巻市
住宅建設におけるバリアフリー化の促進	一般企業

施策 6-2 日常生活における安心安全の確保

【施策の目的等】

- 障害のある人の日常生活上の安全を確保し、不安を解消するための施策です。
- 防犯対策や交通安全対策、消費生活相談支援など、障害特性に配慮した安心安全対策に取り組みます。

【現状と課題】

地域で安心安全に日常生活を送るためには、障害特性に応じた配慮や対策が必要であり、障害のある人自身や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して障害のある人の安心安全を守っていかねばなりません。

障害者基本法では、障害のある人の性別や年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な施策を講じなければならないとの規定があり、適正な方法による情報提供等、障害のある人の消費生活相談を支援しなければならないとされています。

こうした背景には、情報通信の発達や流通の複雑化などにより、犯罪に巻き込まれやすい環境となっていることがあり、環境変化に応じた防犯対策及び意識啓発が必要です。

【取組内容】

6-2-1 防犯・交通安全対策の推進

防犯・交通安全に対する意識啓発や知識・技術の習得支援を行うとともに、関係機関や地域住民との連携・協力による見守りや、障害特性に配慮した防犯・交通安全施設等の整備を推進します。

主な取組	実施主体
防犯・交通安全に対する啓発活動・情報提供 FAX110番・メール110番、FAX119番の周知 点字ブロックの整備	石巻市
防犯・交通安全に対する意識の向上	当事者
地域での障害のある人の見守り	地域住民

6-2-2 消費生活における相談支援

市民相談センターにおいては、関係機関等との連携を図りながら、違法な契約や商品の苦情などの相談支援、情報提供を行います。

主な取組	実施主体
消費生活に関する啓発活動・情報提供 弁護士無料法律相談会の実施 消費生活に関する相談受付・注意喚起等	石巻市

6-2-3 緊急時における安全確保対策の推進

緊急時において、関係機関への通報や相談ができる体制を整備し、迅速な対応により、障害のある人の安全確保に努めるとともに、本人や家族等の不安解消につなげます。

主な取組	実施主体
家庭用緊急通報装置の貸与	石巻市
緊急時における関係機関との連携体制の強化	サービス事業所
緊急時の連絡先の確認	当事者



施策 6-3 災害時の安心安全策の強化

【施策の目的等】

- 災害時における障害のある人の安全を確保するための施策です。
- 関係者との連携・情報共有や市民との協働による支援体制の構築、迅速かつ的確な情報提供など、障害のある人への安心安全策を確保することを目指します。

【現状と課題】

災害発生時においては、障害のある人が安全な避難場所へ移動するには多くの困難がありました。

アンケート調査の結果をみると、災害が発生した時に家族等の手助けがあれば避難することができる障害のある人の割合が半数を超えており、避難するためには誰かの（何らかの）支援が必要であるが、避難行動要支援者名簿に登録していない障害のある人が半数以上となっている。また、登録していない人の半数以上が、今後も登録の意向がないと回答しています（P. 29 図表-20）。

避難所での生活では、必要物資や情報等の不足に加え、多くの物理的バリア（障壁）や環境変化・集団生活になじめないストレス、医療的ケアが受けられないことによる体調悪化など、多くの困難に直面しており、障害の特性に配慮した福祉避難所の設置等、障害者施設運営法人との協定が行われています。

今後、福祉避難拠点の整備や災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安心安全の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

6-3-1 災害時における避難支援体制の強化

東日本大震災での経験や教訓を踏まえつつ、災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿への登録促進や地域住民の協力による支援体制づくりを推進します。

また、障害のある人が安全に安心して避難生活を送ることができるよう、障害特性等に応じて対応できる福祉避難所の指定を進めます。

主な取組	実施主体
福祉避難所の指定 災害情報一斉配信事業 避難行動要支援者名簿への登録促進 災害時避難における個別支援計画の作成 避難行動要支援者避難支援マニュアルの作成 災害時の電源確保（人工呼吸器用等）及び備蓄の推進	石巻市
災害発生時に向けた準備	当事者
災害発生時の声掛け 自主防災組織等への協力	地域住民



参考資料

1 計画策定の経過

開催日	審議内容等
平成 28 年 5 月 24 日	第 1 回石巻市障害福祉推進委員会 第 3 次障害者計画の概要及び計画策定のスケジュールについて 障害者計画策定に係るアンケートについて
平成 28 年 6 月 15 日 ～6 月 30 日	障害者計画策定に係るアンケート調査実施 石巻市在住の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健 福祉手帳所持者を対象 配布 2,000 件 回収 1,180 件 回収率 59.0%
平成 28 年 8 月 26 日	第 2 回石巻市障害福祉推進委員会 障害者福祉アンケート結果について（報告） 障害者施策の実施状況について（報告） 障害者を取り巻く現状と課題について
平成 28 年 10 月 14 日	第 3 回石巻市障害福祉推進委員会 既承認事項の一部変更について 障害者計画骨子案（素案骨子）について
平成 29 年 1 月 11 日	第 4 回石巻市障害福祉推進委員会 障害者計画（素案）について パブリックコメントについて
平成 29 年 2 月 15 日 ～3 月 6 日	パブリックコメント実施 意見 人（ 件）
平成 29 年 3 月中旬	第 5 回石巻市障害福祉推進委員会 パブリックコメント結果について 障害者計画（原案）について
平成 29 年 3 月	石巻市第 3 次障害者計画策定

2

障害福祉推進委員会設置要綱

○石巻市障害福祉推進委員会設置要綱

平成21年 5月20日告示第143号
改正 平成22年 7月30日告示第172号
平成24年 3月16日告示第60号
平成25年 3月31日告示第110号

石巻市障害福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定及び推進に当たり、広く市民の意見を聴取するため、石巻市障害福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の把握及び計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 指定相談支援事業者
- (3) 障害者の権利擁護に関係する者
- (4) 障害児教育に関係する者
- (5) 福祉団体、障害者団体等に関係する者
- (6) 保健医療に関係する者
- (7) 地域の支援組織に所属する者
- (8) 障害福祉に関心を有する者で一般公募により選任されたもの
- (9) 就労支援に関係する者
- (10) 関係行政機関の職員
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 計画策定に関し、必要な調査及び検討を行うため、委員会に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行月日)

- 1 この告示は、平成21年5月20日から施行する。

(最初の会議の招集)

- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(委員の任期の特例)

- 3 この告示により最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

(石巻市地域福祉委員会設置要綱の一部改正)

- 4 石巻市地域福祉委員会設置要綱（平成19年石巻市告示第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年7月30日告示第172号）

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日告示第60号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日告示第110号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

3 障害福祉推進委員会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

番号	氏名	推薦機関・団体名	摘要
1	芳賀 信幸	石巻専修大学	◎
2	鈴木 徳和	社会福祉法人 石巻祥心会	
3	村上 仁	医療法人社団健育会	
4	菅原 桂子	社会福祉法人 夢みの里	
5	千葉 和宏	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	
6	須田 幸子	宮城県立石巻支援学校	
7	小出 太	石巻市教育委員会	
8	井上 利枝	石巻市身体障害者福祉協会	H28. 8. 26 以降
9	及川ちゑ子	石巻市手をつなぐ親の会	
10	笠神 勝男	石巻市さくら福祉会	
11	高橋 博美	石巻重症心身障害児（者）を守る会	
12	佐藤 清壽	石巻市医師会	
13	林 久善	石巻市民生委員・児童委員協議会	○
14	加藤 久仁子	(公募委員)	
15	初貝 美佐	(公募委員)	
16	内海 公恵	石巻商工会議所	
17	佐々木 靖	石巻公共職業安定所	
18	櫻井 禎	宮城県東部保健福祉事務所	
※	馬場利一郎	石巻市身体障害者福祉協会	H28. 8. 25 まで

※任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

4 用語解説

あ行

一般就労 (P. 38, 41, 63, 64)

一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所などで就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。

意思疎通支援（コミュニケーション支援） (P. 27, 38, 69, 70)

障害のある人とない人の意思疎通を支援する手段として、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行ったり、代読や代筆等の意思の伝達の支援を図ること。

移動支援 (P. 20, 38, 41, 56, 65, 66)

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の支援を行うこと。

NPO (P. 21, 45)

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。

SPコード (P. 70)

専用の読取装置を当てると音声で文字情報を聞くことができる二次元コードのこと。

か行

基準該当事業所 (P. 19)

指定障害福祉サービス事業所（障害福祉サービス等を行う上で定められた基準を満たし、都道府県等が指定する事業所）ではなく、それよりも少しゆるやかな基準を満たし市町村が登録した事業所のこと。

キャップハンディ (P. 42, 43)

「キャップハンディ」とは、「ハンディキャップ」(不利な条件)の前後を入れ替えてつくられた言葉で、「立場を入れ替えて考えよう」という気持ちがこめられた言葉である。「キャップハンディ体験」(ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障害に対する理解を深めてもらう活動)として使われることが多い。

共同生活援助(グループホーム) (P. 3, 19, 57, 58, 60, 61)

障害のある人たちが、少人数で共同生活を営む住居で、主に夜間や休日に、世話人が相談や日常生活の手伝いをする。

居宅介護 (P. 19, 56)

ヘルパーが居宅において入浴、排泄等の身体介護と、食事の用意、部屋の掃除、洗濯等の家事援助等の介助をする。

計画相談支援 (P. 19, 56)

障害福祉サービス(居宅介護等)を利用する人に、サービス等利用計画(利用するためのプラン)などを作成し、サービス提供事業所との連絡・調整、モニタリング(見直し)を行う。

高次脳機能障害 (P. 53, 54)

交通事故などによる外傷性脳損傷や脳血管障害などにより脳に損傷を受け、失語、記憶障害、判断・遂行障害、認知障害などの後遺症が生じ、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する障害とされている。

行動援護 (P. 19, 56, 65, 66)

障害の特性を理解したヘルパーにより、知的、精神障害のある人が行動する際に生じる危険を回避するための支援を行い、安心して外出・活動ができるよう手伝いをする。

合理的配慮 (P. 10, 36, 41, 48, 49)

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

さ行

災害時要援護者 (P. 79)

障害のある人や高齢者など、災害から自らの命を守るために安全な場所に避難したり、必要な情報を適確に把握したりする際に支援を必要とする人をいう。(同支援マニュアルにおける呼称)

施設入所支援 (P. 19, 57)

入所施設で、主として夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うこと。

児童発達支援(障害児通所支援) (P. 19, 59, 73)

障害のある未就学の子どもに日常生活で体をうまく動かすための指導、知識技能の習得、集団生活に馴染むための訓練を行うこと。

児童発達支援センター (P. 59, 71)

児童発達支援事業に加え、施設の有する専門機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族からの相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

社会的障壁 (P. 1, 4, 41, 48, 49, 70, 74)

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁(バリア)となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

重度障害者等包括支援 (P. 56)

常に介護を必要とする重度障害のある人が生活するために必要なサービスを組み合わせて提供すること。

重度訪問介護 (P. 3, 19, 56)

ヘルパーが常に介護が必要な重度の肢体不自由者、知的・精神に障害のある人の家に行き、入浴、排泄、食事等の介護や、外出時の介護を行うこと。

就労移行支援 (P. 19, 63, 64)

障害のある人に対し、就職するための訓練・就職活動支援を行うこと。

就労を希望する65歳未満の障害のある人に、一般企業等に就職するために必要な知識や能力を一定期間、生産活動や職場体験等の機会を通じて訓練し、求職活動の支援、職場開拓、就職後の職場への定着に必要な相談や支援を行う。

就労継続支援（A型） （ P. 19, 56, 63 ）

一般企業等で働くことが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である障害のある人に、雇用契約を結び、就労の機会・生産活動の機会を提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行うこと。

（対象者：就労移行支援を利用し一般就労に結びつかなかった者。企業等を離職した就労経験のある者 等）

就労継続支援（B型） （ P. 19, 56, 63 ）

一般企業等で働くことが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である障害のある人に、雇用契約を結ばず、就労の機会・生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行うこと。

（対象者：就労経験があり年齢や体力面で就労が困難な者。就労移行支援の判断結果 等）

就労定着支援 （ P. 3, 35, 55, 64 ）

一般就職した障害のある人が、職場に定着できるように支援を行うこと。

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うこと。（平成30年4月から新たに創設）

手話通訳者 （ P. 20, 50, 51, 69 ）

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

「手話通訳士」（厚生労働大臣認定資格）、「手話通訳者」（都道府県等認定、全国統一試験合格者）、「手話奉仕員」（市町村が実施する手話養成講座修了者）がある。

障害児相談支援 （ P. 19, 59 ）

障害児通所支援を利用する人に、障害児支援利用計画（利用するためのプラン）などを作成し、サービス提供事業所との連絡・調整、モニタリング（見直し）を行うこと。

障害者基本法 （ P. 1, 2, 5, 9, 10, 11, 36, 42, 46, 48, 76 ）

「障害者の権利に関する条約」に基づく、障害者の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者差別解消法 (P. 1, 4, 9, 10, 36, 46, 48, 49)

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。

障害者雇用促進法 (P. 1, 4, 9, 10, 36)

障害のある人の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害のある人を雇用するように義務づけ、雇用分野における障害のある人に対する差別禁止等、障害のある人の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。

障害者週間 (P. 43)

障害者基本法に定める、12月3日から9日までの一週間の名称。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。

障害者自立支援法 (P. 1, 2, 3, 55)

障害者及び障害児の自立を支援する施策を定めた法律で、障害者基本法の基本理念にのっとり、障害者および障害児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行なうことを目的とする。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

→障害者総合支援法

障害者総合支援法 (P. 1, 3, 5, 11, 20, 55)

障害者及び障害児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。

→障害者自立支援法

自立訓練（機能訓練） （ P. 19, 56 ）

身体に障害のある人を対象に、自立した日常生活を送るため、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な訓練を行うこと。

自立訓練（生活訓練） （ P. 19, 56 ）

知的・精神に障害のある人を対象に、地域での生活に困らないように、一定期間、生活能力の維持・向上等のために自分の身の回りのこと（入浴・排せつ・食事等）ができるように必要な訓練を行うこと。

自立支援医療 （ P. 54 ）

心身の障害を除去・軽減するための医療を指定医療機関で受けた場合、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（原則 1 割負担で、所得に応じて月額上限額が決められている。）

「更生医療」（対象：身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の人）、「育成医療」（対象：身体に障害のある子ども）、「精神通院医療」（対象：精神疾患のある人）、「療養介護医療」（対象：療養介護利用者の医療分）がある。

自立生活援助 （ P. 3, 55, 57 ）

入所施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する知的・精神に障害のある人等に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間・定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等の適切な支援を行うこと。（平成 30 年 4 月から新たに創設）

身体障害者手帳 （ P. 8, 14, 22, 65 ）

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害程度に該当すると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳の等級は重い方から 1 級～6 級に区分され、さらに障害種別により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

生活介護 （ P. 19, 56 ）

施設において、常に介護を必要とする重度の障害のある人に、昼間、入浴・排せつ及び食事等の介護、創作的活動や生産活動の機会を提供すること。

生活習慣病 （ P. 53, 54 ）

食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常（高脂血症）、高血圧、肥満などの疾患の総称のこと。

精神障害者保健福祉手帳 (P. 8, 17, 22, 65, 66)

精神疾患がある人が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活に制約のあると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳は2年ごとに更新が必要で、障害の程度により、重い方から1・2・3級がある。

成年後見制度 (P. 4, 25, 41, 46, 47)

知的障害、精神障害、認知症等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことにより、法律的に支援する制度。

判断能力が不十分になる前に、将来に備えてあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」と、判断能力が不十分になってから家族等の申立てにより家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見制度」がある。

「法定後見制度」は「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれる。

た行

短期入所（ショートステイ） (P. 19)

障害のある人を短期間、施設に入所（宿泊を伴う）して入浴・排せつ及び食事等の介護をすること。

自宅で介護している人の病気や、休養等を理由に利用することが多い。

地域移行支援 (P. 19, 41, 61)

障害者支援施設等に入所又は精神科病院に長期間入院をしている障害のある人が、退所・退院により地域での暮らしを始めるとき（地域生活への移行）、相談や居宅の確保などの支援をすること。

地域活動支援センター (P. 20, 56, 63)

施設において、障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し自立した生活を支援すること。

地域自立支援協議会（石巻市女川町自立支援協議会） (P. 9, 21, 51, 57, 61)

障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関。

地域定着支援 (P. 19, 61)

緊急時の支援が見込むことができない、一人暮らしや家族と同居していても家族等からの支援が受けられない障害のある人に対して、常時の連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の必要な支援を行うこと。

同行援護 (P. 19, 56, 65, 66)

視覚障害により移動に著しい困難がある人に、移動に必要な情報の提供(代筆や代読を含む)、移動の援助を行うこと。

特別支援教育 (P. 72, 73)

子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指し、学校全体で支援します。通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。また、特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。

な行

日常生活自立支援事業(まもりーぶ) (P. 46, 47)

認知症高齢者・知的障害や精神障害のある人など、判断能力が低下している人が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。

日常生活用具 (P. 20, 56)

障害のある人等の日常生活上の困難を改善・自立を支援し、社会参加を促進すると認められるものとして6種類に分類。これらを給付すること。

①介護・訓練支援用具

：特殊寝台や特殊マットなどの障害のある人の身体介護を支援する用具。

②自立生活支援用具

：入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

③在宅療養等支援用具

：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障害のある人の在宅療養などを支援する用具。

④情報・意思疎通支援用具

：点字器や人工喉頭などの障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。

⑤排せつ管理支援用具

：ストマ用装具などの障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品。

⑥居宅生活動作補助用具

：障害のある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

日中一時支援 (P. 20, 56)

見守り等の支援が必要な障害のある人等の日中の活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援や障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

ノーマライゼーション (P. 1, 36, 60, 74)

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

は行

発達障害 (P. 1, 11, 33, 42, 55, 71)

自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害。発達障害のある子どもは、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手だが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくいとされる。

パブリックコメント (P. 8)

行政機関が法規や計画などを定めるときに、一定の期間を定め、その間に広く市民に意見を求める手続きのこと。

バリアフリー (P. 11, 27, 41, 67, 74, 75)

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すことが多い。近年では、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者 (P. 29, 78, 79)

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

福祉的就労 (P. 62, 63)

障害等の理由により一般企業等で働くことが困難な障害のある人に対し、障害福祉サービスとして就労すること。(対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)等)。

ヘルプカード (P. 70)

『援助を必要とする障害のある人』が携帯し、災害時や発病時等の緊急時だけでなく、日常的にも手助けがほしい時に必要な支援や配慮を周囲の人にお問い合わせするために携帯できるカードとして作成。意思疎通のひとつのツール。

保育所等訪問支援(障害児通所支援) (P. 19, 59)

障害児施設で障害のある子どもに対する指導経験がある児童指導員等の専門職が、障害のある子どもが集団生活をしている施設(保育所等)を訪問し、その施設(保育所等)で障害のある子ども以外の子どもとの集団生活への適応等について、専門的な立場から支援などを行うこと。

放課後等デイサービス(障害児通所支援) (P. 19, 59, 73)

学校に通う障害のある子どもに、放課後や夏休みなどの長期休暇中、生活能力向上のために必要な訓練などを継続的に提供する。

自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りともなっている。

補装具 (P. 56)

障害のある人等の身体機能を補完・代替し、その身体への適合を図るよう制作されたもので、装着することにより日常生活・就労・就学等の為に、長期間に渡り継続して使用されるもの。(使用には医学的根拠が求められる。)義肢、装具、電動車いす等がある。

や行

ユニバーサルデザイン (P. 39, 41, 74)

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者 (P. 20, 69)

聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

「要約筆記者」（都道府県認定、全国統一試験合格者）と、「要約筆記奉仕員」（都道府県が実施する養成課程修了者）がある。

ら行

ライフステージ (P. 11, 37, 54)

人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

療育手帳 (P. 8, 16, 22, 65)

児童相談所、または知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された人に対して都道府県知事等が交付する手帳。手帳を取得することで各種のサービスが受けやすくなる。障害の程度は、重い方からA判定、B判定と記載される。地域によっては、手帳の名称や障害程度の区分が異なる。

療養介護 (P. 54)

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人に対して、主として昼間において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下、介護及び日常生活の支援を行うこと。

療養介護のうち、医療に係るものは療養介護医療として提供する。

このサービスは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供する。

レスパイト (P. 57)

一時的中断、息抜きの意味。障害のある人等を一時的に預かることにより、介護者の心身のリフレッシュを図り、介護疲れを防ぐ。

石巻市第3次障害者計画

発行 者：石巻市

編 集：福祉部障害福祉課

発行年月：平成 29 年 3 月

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

電 話：0225-95-1111 FAX：0225-22-6610

Eメール：ishandwelf@city.ishinomaki.lg.jp

市ホームページ：http://www.city.ishinomaki.lg.jp/